

第3次 志免町男女共同参画行動計画

お互いを認め合い
自分らしさを輝かせるまちへ

令和7年3月
志 免 町

は じ め に

男女が互いの人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現は、豊かで活力ある社会づくりにとって重要です。

志免町では、平成26年（2014年）に制定した「志免町男女共同参画推進条例」に基づき、平成27年（2015年）からの10年間にわたり「第2次志免町男女共同参画行動計画」を推進し、様々な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

このたび、その成果を踏まえ、さらなる発展を目指して「第3次志免町男女共同参画行動計画」を策定しました。



本計画の策定に当たり、令和6年（2024年）に実施した町民意識調査では、女性の働き方、男性の家事・育児への関わり方に対する意識の変化が見られ、性別による固定的な役割分担意識が薄れてきていることが明らかになりました。一方で、これらの意識の変化に対する社会制度の整備の必要性や、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した女性の就業・所得の問題など、新たな課題も浮かび上がっています。

本計画は、こうした社会情勢や様々な課題を踏まえ、今後10年間の男女共同参画推進の指針として策定しました。3つの基本目標を掲げ、それらを実現するための具体的施策を定め、すべての人の人権が尊重され、男女があらゆる分野で共に活躍できる活力あるまちづくりを目指して取り組んでいきます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケートや各種調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまをはじめ、多くの関係団体の皆さま、そして多大なご尽力をいただいた男女共同参画推進審議会委員の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

志免町長 世利 良末

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
(1) 世界の動き	1
(2) 国及び福岡県の実組	2
(3) 志免町の実組	3
2. 計画の性格	4
3. 計画の期間	4

第 2 章 志免町の男女共同参画の状況

1. 人口動態や就業状況	5
(1) 総人口及び年齢3区分人口の推移	5
(2) 家族類型別一般世帯数の推移	6
(3) 女性の年齢階級別労働力率	7
(4) 子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移	8
(5) 審議会等における女性委員の割合	9
2. 意識調査からみた現状	10
(1) 町民意識調査結果	10
① 固定的性別役割分担意識	10
② 男女の地位の平等感	11
(2) 企業・事業所意識調査結果	12
① 行政に望む取組について	12
(3) 中学生アンケート結果	14
① 固定的性別役割分担意識	14
② 男女の地位の平等感	16
③ DV・暴力の認知	16

第 3 章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念	19
2. 基本目標	19
3. 本計画と SDGs の関連性	23
4. 計画の体系	24

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ. 男女共同参画の意識づくり	27
1. 男女平等についての意識啓発・情報発信	27
2. 男女共同参画の視点に立った教育の充実	29
基本目標Ⅱ. 男女が共に参画し輝くまちづくり	31
1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	31
2. 働く場における男女共同参画の推進	33
3. 地域における男女共同参画の促進	35
基本目標Ⅲ. 男女が共に安心して健やかに暮らせるまちづくり	37
1. 生涯を通じた男女の健康支援	37
2. 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	39
(志免町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画)	
3. あらゆる暴力の防止	42
4. すべての人が安心して生活できる支援の充実	43
◆計画の推進体制	44
1. 推進体制の充実	44
2. 庁内における男女共同参画の推進	45
3. 計画の進行管理	46

関連資料

1. 志免町男女共同参画推進審議会委員名簿	47
2. 諮問書	48
3. 答申書	49
4. 計画策定の経過	50
5. 志免町男女共同参画推進条例	51
6. 男女共同参画社会基本法	54
7. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	57
8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	63
9. 用語の解説	72

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際社会においては、国際連合（国連）が昭和50年（1975年）に開催した国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）を契機に、ジェンダー平等・男女共同参画の実現に向けた取組が進められてきました。近年では、SDGs（持続可能な開発目標）のゴールのひとつとして、「（ゴール5）ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられています。

昭和50年 (1975年)	・国連で「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」を開催。この年を「国際婦人年」と定め、ジェンダー平等に向けた世界的な取組を開始。
昭和54年 (1979年)	・固定的な性別役割分担意識の変革などを含む、あらゆる形態の差別の撤廃を目指す「女子差別撤廃条約」を採択。
平成5年 (1993年)	・国連で「世界人権会議」を開催。「女性と少女の人権は不可譲、不可欠で不可分の普遍的人権である」と明記した「ウィーン宣言」を採択。 ・国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択。
平成7年 (1995年)	・「第4回世界女性会議（北京会議）」を開催。「北京宣言」及び各国が取り組むべき課題を定めた「行動綱領」を採択。
平成11年 (1999年)	・個人通報制度と調査制度を認めた「女子差別撤廃条約選択議定書」を国連総会において採択。
平成23年 (2011年)	・国連の既存のジェンダーに関連する4機関を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足。
平成27年 (2015年)	・「国連婦人の地位委員会（北京+20）」を開催。 ・国連サミットにおいて「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」を含む「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択。アジェンダには「SDGs 実現のためにはジェンダー視点の主流化が不可欠」と明記される。
令和2年 (2020年)	・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国連が各国政府に対し、感染拡大の影響は女性や少女にとってより大きく現れており、女性と女児を感染症への対応の中心に据えるよう要請。
令和5年 (2023年)	・日本が議長国を務めた「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」を開催。新型コロナウイルス感染症拡大の女性への影響を踏まえ、男女間の賃金格差是正のための柔軟な働き方、公平で透明な給与制度の推進、性別役割分担意識などの変革を強調した共同声明を発表。

(2) 国及び福岡県の取組

国際的な動きに連動して、日本においても男女共同参画社会の実現に向け、法律や制度が整備されてきました。近年は、防災分野における男女共同参画や貧困など困難を抱えた女性への支援といった、新たな課題への対応も進められています。

昭和60年 (1985年)	・「男女雇用機会均等法」を公布(翌年施行)。 ・「女子差別撤廃条約」を批准。
平成7年 (1995年)	・「育児・介護休業法」を施行。
平成11年 (1999年)	・男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」を施行。
平成12年 (2000年)	・男女共同参画社会基本法に基づく初の法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定(その後もほぼ5年ごとに策定)。
平成13年 (2001年)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」を施行。
平成27年 (2015年)	・女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を公布(翌年施行)。
平成30年 (2018年)	・選挙での男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布・施行。
令和2年 (2020年)	・ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映することや、新型コロナウイルス感染症の拡大で顕在化した女性を巡る諸課題などへの対応を盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定。
令和4年 (2022年)	・経済的困窮やDV被害・性暴力被害など、複雑化、複合化する女性をめぐる課題に対応するため、女性の福祉や権利擁護を図る「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を公布(翌々年施行)。
令和5年 (2023年)	・「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組強化」「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」などを重点事項として掲げる「女性版骨太の方針2023(女性活躍・男女共同参画の重点方針2023)」を閣議決定。 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」を公布・施行。
令和6年 (2024年)	・「保護命令」の要件に身体的暴力だけでなく言葉や態度による精神的な暴力等の追加、加害者への罰則強化等を盛り込んだ「改正DV防止法」を施行。

福岡県においても、国際的な動向及び国の施策を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われてきました。

昭和53年 (1978年)	・福岡県婦人関係行政推進会議(現在の男女共同参画行政会議)及び福岡県婦人問題懇話会、翌年に県の女性担当窓口として婦人対策室(現在の男女共同参画推進課)を設置。
平成8年 (1996年)	・福岡県の男女共同参画課推進の拠点施設として「福岡県女性総合センター」(現「福岡県男女共同参画推進センターあすばる」)を開館。
平成13年 (2001年)	・「男女の人権の尊重」「個人としての能力発揮の機会の確保」「あらゆる分野における対等な構成員としての参画の機会の確保」を基本理念とする「福岡県男女共同参画推進条例」を制定。翌年、条例に基づき「福岡県男女共同参画計画」を策定(その後も5年ごとに策定)。
平成18年 (2006年)	・「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定(その後も5年ごとに策定)。
平成25年 (2013年)	・「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設。
令和元年 (2019年)	・「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を公布・施行。
令和3年 (2021年)	・「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定。

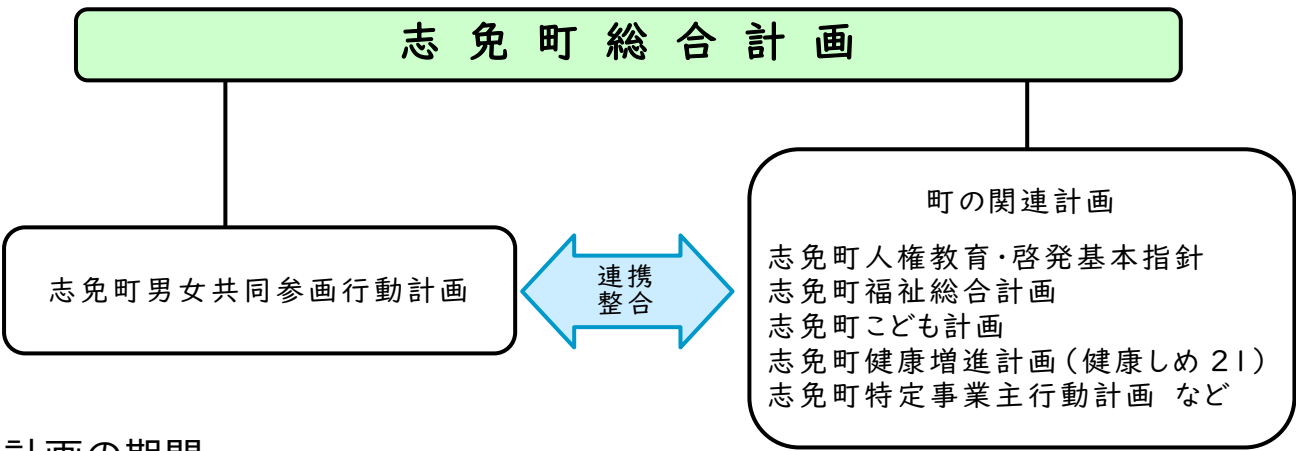
(3) 志免町の取組

志免町においても、男女共同参画社会の実現に向け、条例の制定や「志免町男女共同参画行動計画」の策定などの取組を進めてきました。

平成14年 (2002年)	・「志免町男女共同参画推進審議会」を設置。
平成15年 (2003年)	・庁内の推進組織となる「志免町男女共同参画推進委員会」を設置。
平成16年 (2004年)	・「志免町男女共同参画行動計画」を策定
平成19年 (2007年)	・「志免町男女共同参画後期行動計画」を策定。
平成26年 (2014年)	・男女共同参画社会を実現するため、町、議会、町民、事業者及び教育に携わる者等の責務や、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定めた「志免町男女共同参画推進条例」を制定・施行。
平成27年 (2015年)	・推進条例に基づく初の計画である「第2次志免町男女共同参画行動計画」を策定。
令和2年 (2020年)	・「第2次志免町男女共同参画後期行動計画」を策定。
令和7年 (2025年)	・「第3次志免町男女共同参画行動計画」を策定。

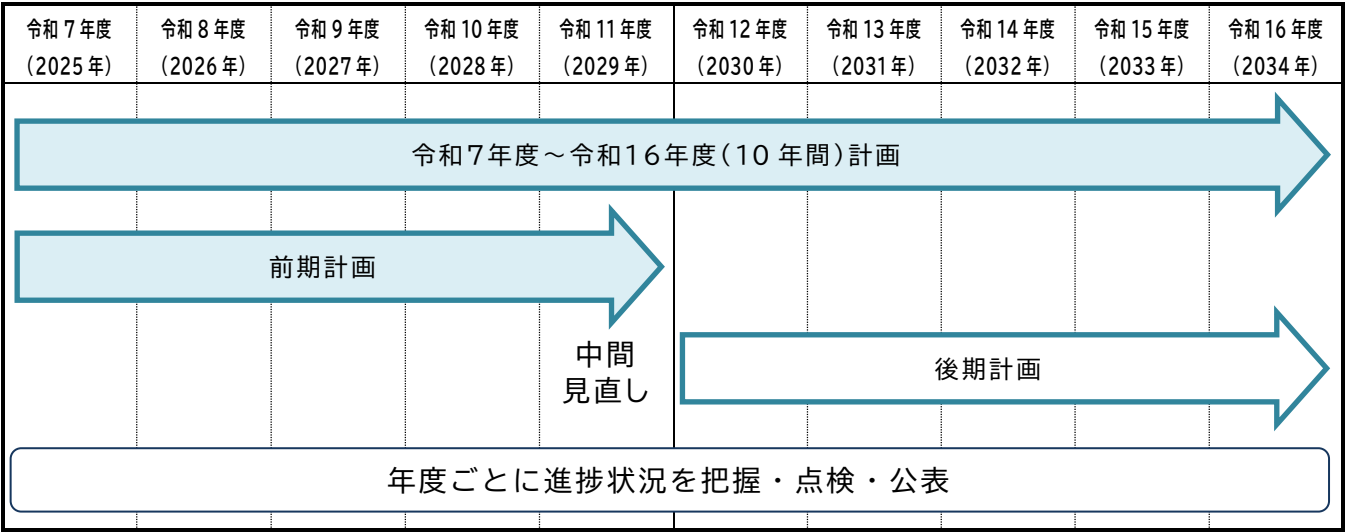
2. 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として、また、「志免町男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画に係る基本的な計画として、条例の基本理念、責務などを踏まえて策定しています。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく基本計画として、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村基本計画として位置付けています。
- (3) 本計画は、町の最上位計画である「志免町総合計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として位置付けられています。他の分野別計画とも整合性や連携を図って策定・推進していきます。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間を計画期間としています。本計画は、令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）までの5年間を前期とし、令和12年度（2030年度）～令和16年度（2034年度）までの5年間を後期とします。また、計画期間の中間年に当たる令和11年度（2029年度）には、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて見直しを行います。



第2章 志免町の男女共同参画の状況

第2章 志免町の男女共同参画の状況

1. 人口動態や就業状況

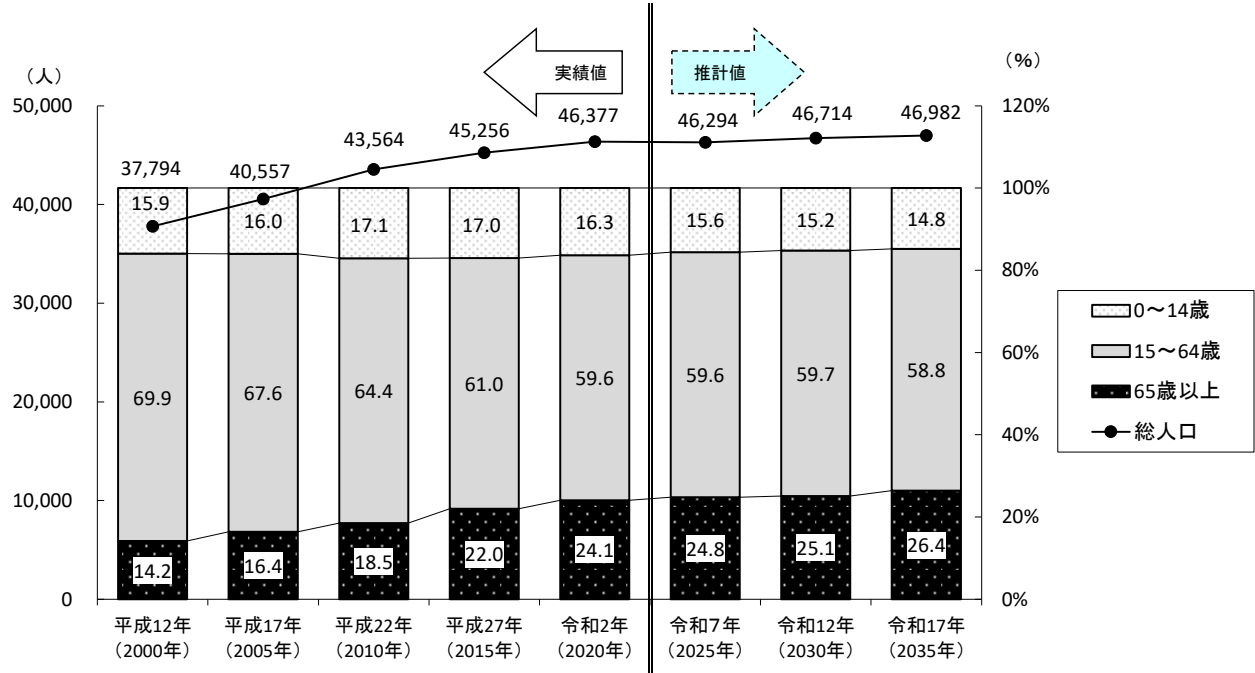
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、平成12年（2000年）の37,794人から年々増加しており、令和2年（2020年）には46,377人となっています。今後は4万6千人台で推移し、令和17年（2035年）には46,922人まで微増すると推計されています。

年齢3区分別の割合をみると、志免町の高齢化率は平成12年（2000年）の14.2%から、比較的低い割合で推移していましたが、平成27年（2015年）に老年人口（65歳以上）は2割を超え、令和17年（2035年）には26.4%に達すると推計されており、本町においても高齢化が徐々に進行していくとみられます。

一方、年少人口（0～14歳）は、平成12年（2000年）の15.9%から令和2年（2020年）では16.3%となり、令和17年（2035年）には14.8%と、減少に転じるとみられています。

図表2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



(単位: 人)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)
0～14歳	5,979	6,480	7,439	7,687	7,487	7,227	7,103	6,955
15～64歳	26,251	27,360	28,053	27,569	27,314	27,575	27,887	27,640
65歳以上	5,336	6,632	8,055	9,947	11,034	11,492	11,724	12,387
総人口	37,794	40,557	43,564	45,256	46,377	46,294	46,714	46,982

資料：各年国勢調査（総人口は年齢不詳も含むため、年齢別人口と一致しない）

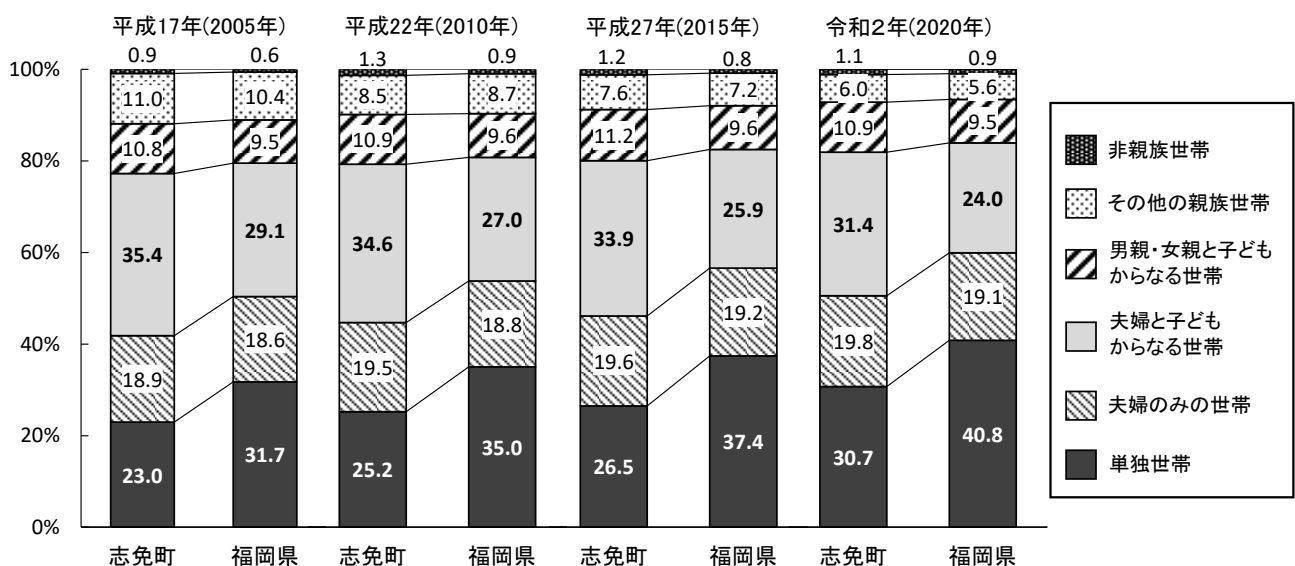
令和7年（2025年）以降は第6次志免町総合計画の人口ビジョンより

(2) 家族類型別一般世帯数の推移

本町における一般世帯の家族形態の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は平成17年(2005年)の35.4%から令和2年(2020年)の31.4%と、減少傾向が続いています。「単独世帯」の割合は、平成17年(2005年)の23.0%から令和2年(2020年)には30.7%と大幅に増加しています。また、「男親・女親と子どもからなる世帯」は、平成17年(2005年)の10.8%から令和2年(2020年)の10.9%まで、大きな増減はありません。

福岡県全体と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は福岡県より高く、「単独世帯」は福岡県より低くなっており、本町は核家族世帯が多いという特徴がみられますが、単独世帯の増加も進行しています。

図表2-1-2 家族類型別世帯数(福岡県比較)



	平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	志免町	福岡県	志免町	福岡県	志免町	福岡県	志免町	福岡県
総 数	14,802	1,984,662	16,601	2,103,383	17,573	2,192,369	18,985	2,308,898
単独世帯	3,401	630,031	4,186	736,339	4,653	820,806	5,832	942,993
夫婦のみ世帯	2,793	369,671	3,232	394,489	3,453	420,249	3,766	440,783
夫婦と子どもからなる世帯	5,245	578,203	5,746	567,730	5,959	567,372	5,952	553,879
母子または父子家庭	1,604	188,084	1,803	201,217	1,967	209,529	2,070	219,324
その他の親族世帯	1,629	206,523	1,419	183,962	1,327	156,857	1,147	130,349
非親族世帯	130	12,150	215	19,646	211	17,556	211	21,570

資料：各年国勢調査(世帯の家族類型「不詳」除く)

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

●親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯。

なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員等)がいる場合もここに含まれます。

●非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯。

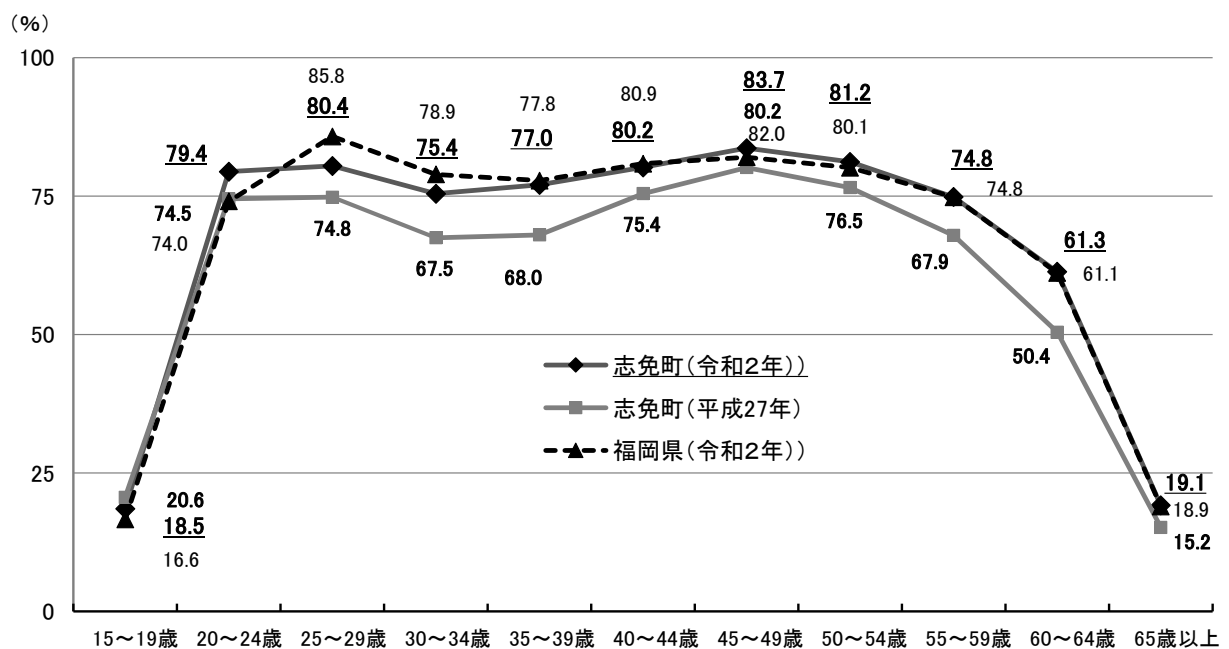
●単独世帯：世帯人員が1人の世帯。

(3) 女性の年齢階級別労働力率

本町の女性の年齢別労働力率をみると、平成27年(2015年)の時点では、30～44歳では福岡県よりも5ポイント程度低くなっていましたが、令和2年(2020年)時点では25～34歳を除く年代で福岡県と同程度の値を示しています。平成27年(2015年)と比べると、特に30～39歳での労働力率が上昇しており、35～39歳では9ポイントと大幅に増加しています。

その一方、30～39歳の労働力率は、20～29歳、40～54歳に比べるとやや低くなっており、結婚や出産でいったん退職し、子育てが一段落したらまた就労するという、M字型の就労傾向が現在でもみられます。

図表2-1-3 女性の年齢階級別労働力率



※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

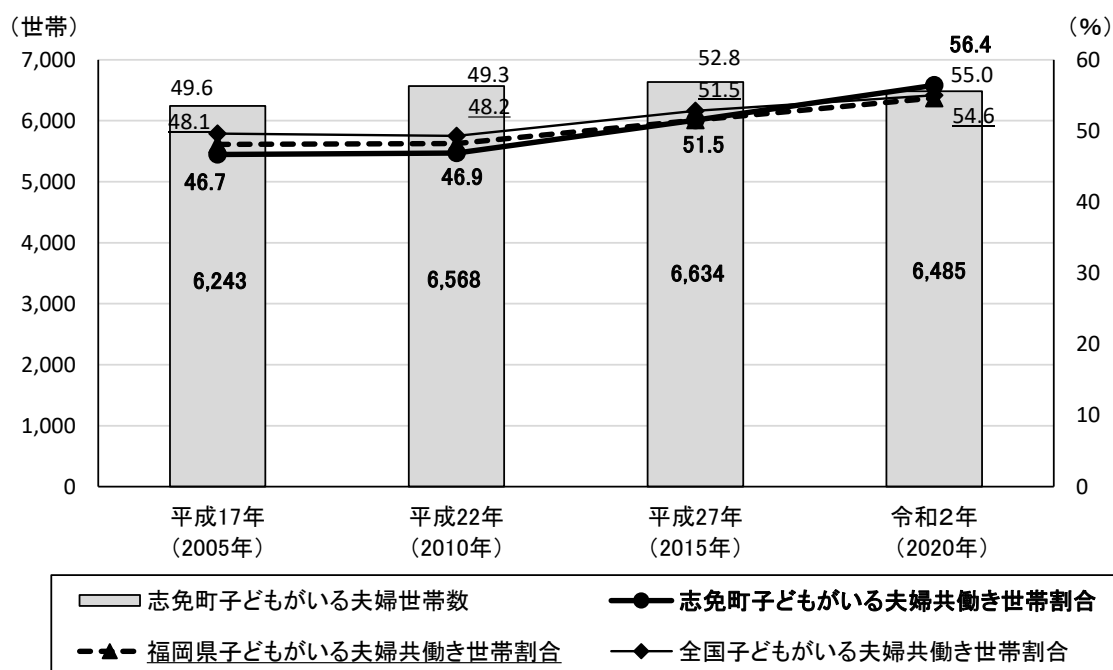
資料: 各年国勢調査

(4)子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本町における子どもがいる夫婦の世帯数の推移をみると、平成17年（2005年）から平成27年（2015年）までは増加傾向となっていました。令和2年（2020年）にはやや減少に転じています。しかしながら子どもがいる夫婦のうち、共働き世帯の割合をみると、平成17年（2005年）の46.7%から一貫して増加しており、令和2年（2020年）では56.4%となっています。

全国、福岡県と比較すると、共働き世帯の割合は平成17年（2005年）から平成22年（2010年）では全国、福岡県よりもやや低くなっていましたが、令和2年（2020年）には、福岡県、全国より高くなっており、子どもがいる共働き世帯の割合の増加が顕著となっています。

図表2-1-4 子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移



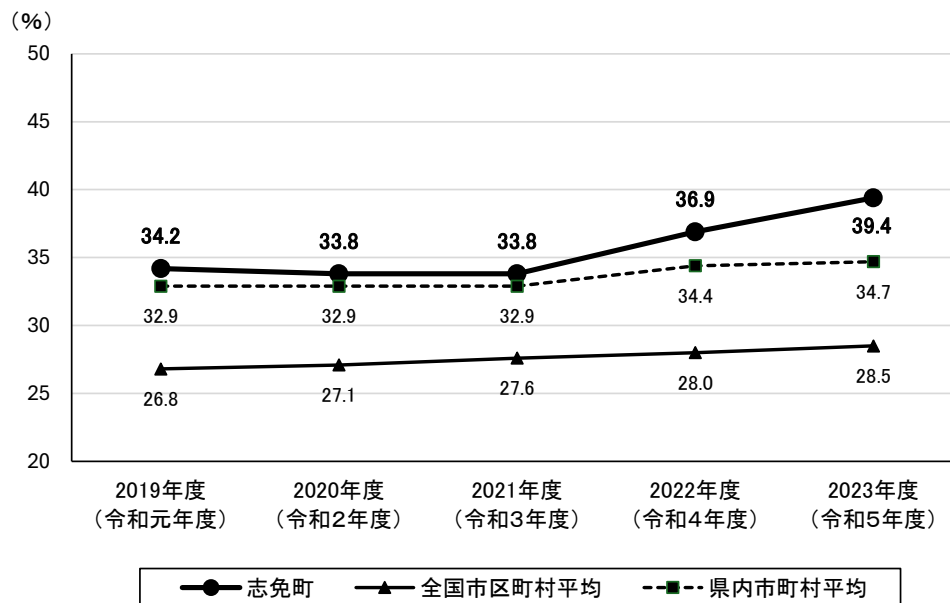
資料：各年国勢調査

(5) 審議会等における女性委員の割合

令和元年度(2019年度)から5年間の本町の審議会等における女性委員の割合は、令和3年度(2021年度)までは30%台の前半で推移してきましたが、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)では増加しており、おおむね4割に達しています。

本町の審議会等における女性委員の割合は県内市町村平均より高い水準を維持しており、令和5年度(2023年度)は県内60市町村中、9番目となっています。

図表2-1-5 審議会等における女性委員の推移(全国市区町村、県内市町村平均比較)



2. 意識調査からみた現状

本計画を策定するにあたって、本町の男女共同参画に関する意識と事業所の取組の現状を把握し、今後の施策検討の基礎資料として活用するために、町民意識調査、企業・事業所意識調査、中学生アンケートを実施しました。

(1) 町民意識調査結果

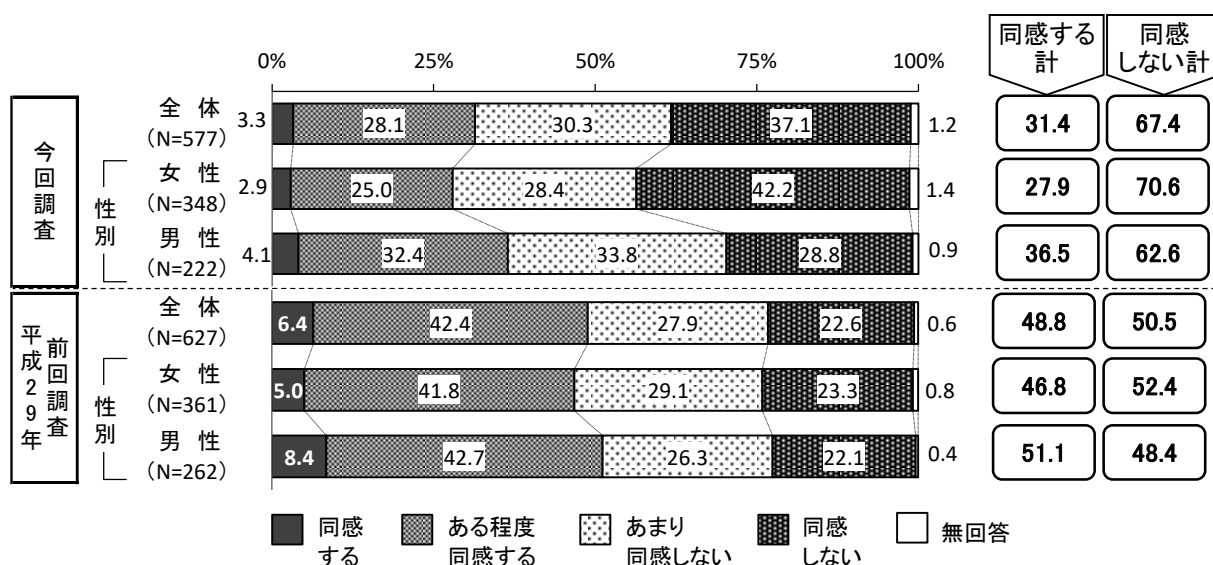
■調査の概要

- 調査対象 町内に居住する18歳以上の男女 2,000人
- 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- 回答率 有効回答数 577(回答率28.9%)
※図表に示すNは、比率算出上の基数(有効回答数)です
- 調査方法 郵送法
- 調査期間 令和6年1月4日～1月31日

① 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感しない」と「あまり同感しない」を合わせた『同感しない』は67.4%となっており、回答者の約3分の2は固定的な性別役割分担に賛同していません。前回調査では『同感しない』と『同感する』が拮抗していましたが、ここ数年で町民の意識が大きく変化していることが分かります。特に女性では『同感しない』が約7割に上り、男女の意識に差がみられます。

図表2-2-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別](前回比較)

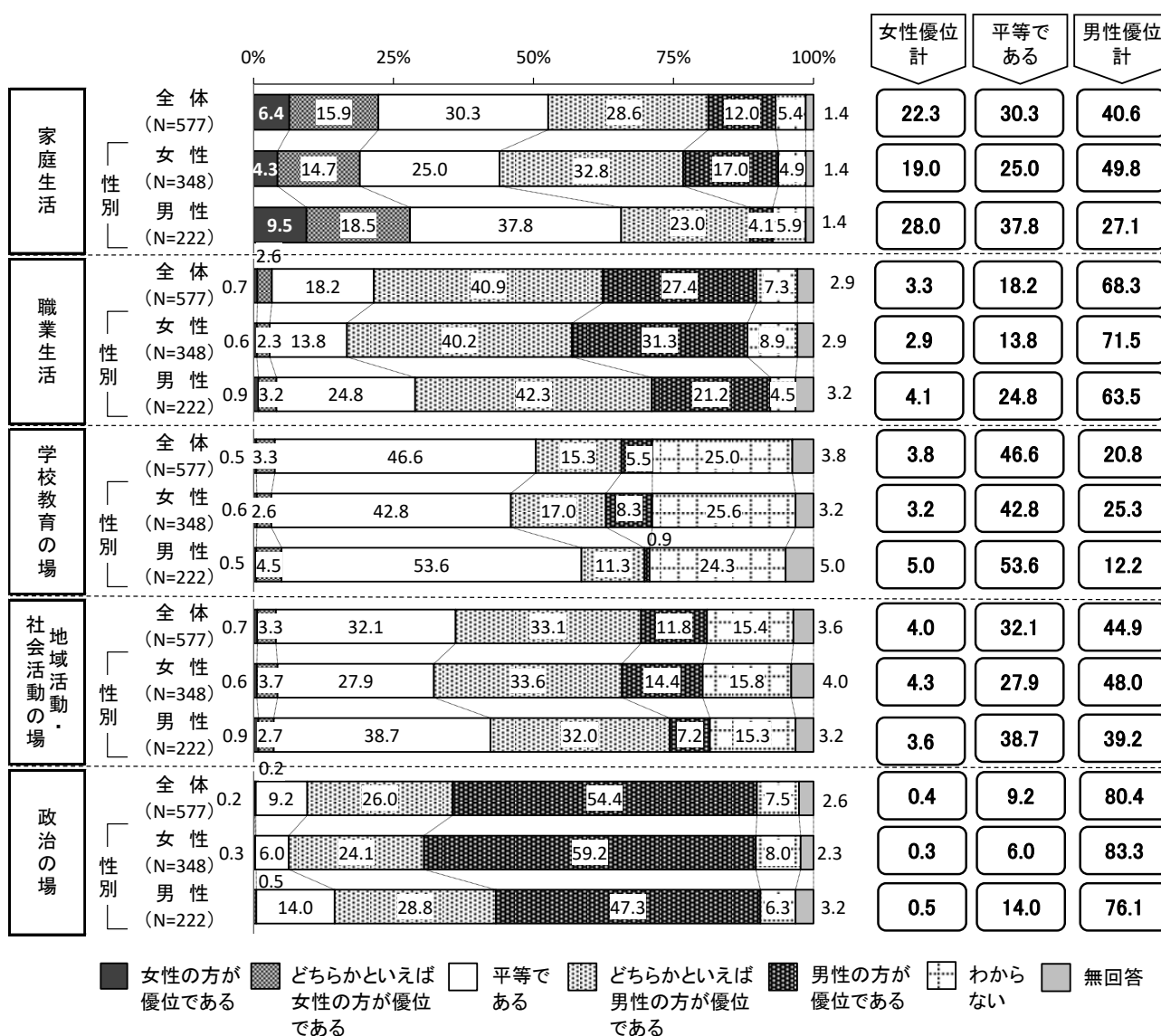


② 男女の地位の平等感

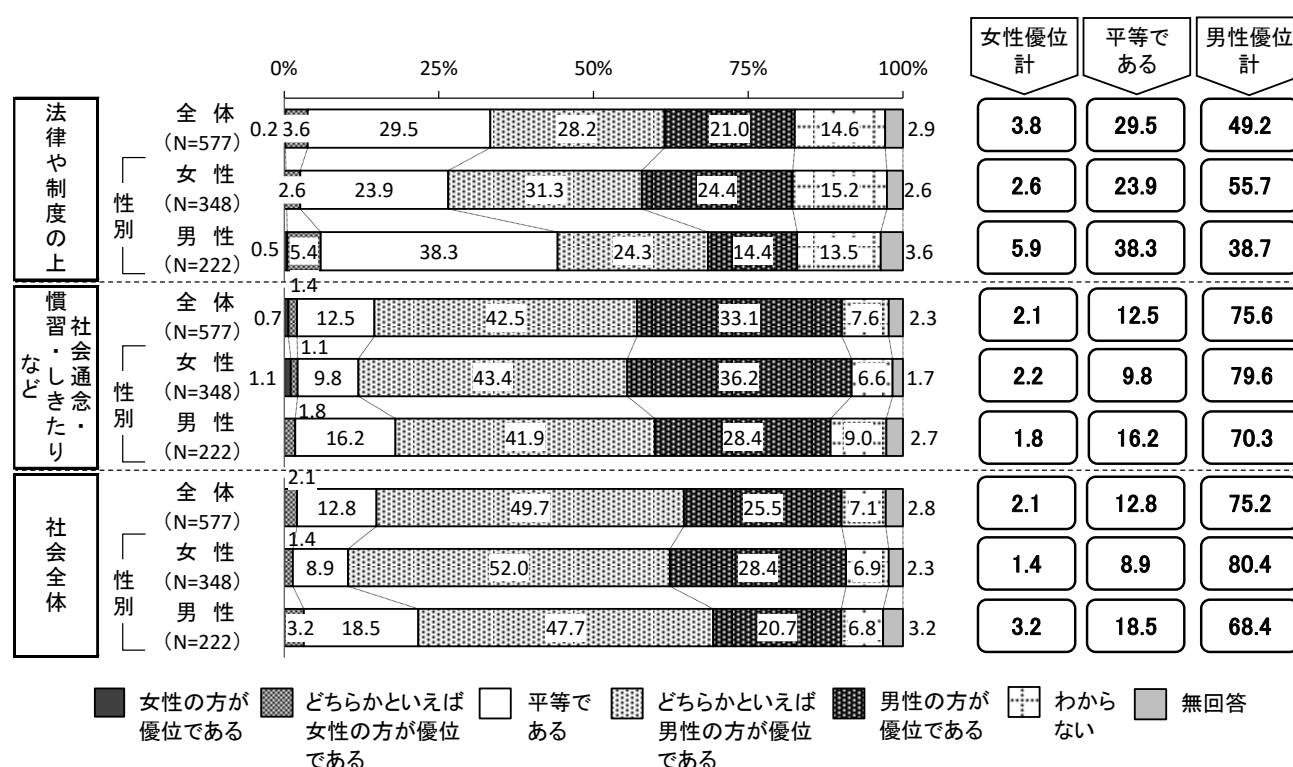
社会における8つの分野での男女の平等感については、「平等である」が4割台半ばを占めた「学校教育の場」以外のすべての分野で『男性優位』の割合が高くなっています。特に『男性優位』が高いのは、「政治の場」「社会通念・習慣・しきたりなど」「社会全体」「職業生活」で、約7割から8割になっています。ほとんどの分野で『男性優位』であると認識されており、性別によって平等感に差がみられます。

男女共同参画に関する施策を町民の理解を得ながら進めていくためには、このような現状について認識のギャップを解消していく必要があります。

図表2-2-2 男女の地位の平等感①[全体、性別]



図表2-2-2 男女の地位の平等感②[全体、性別]



(2) 企業・事業所意識調査結果

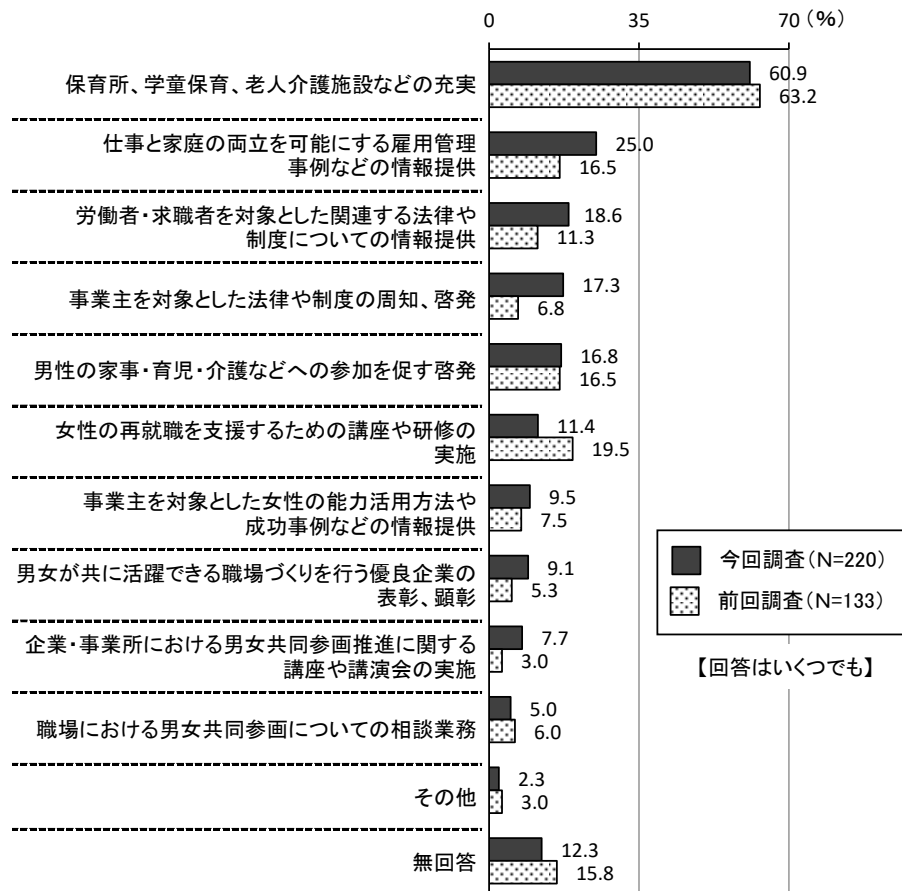
■調査の概要

- 調査対象 町内の企業・事業所 1,000事業所
- 抽出方法 町内の企業・事業所の中から無作為抽出
- 回答率 有効回答者数 220(回答率22.0%)
※図表に示すNは、比率算出上の基数(有効回答数)です
- 調査方法 郵送法
- 調査期間 令和6年1月4日～1月31日

① 行政に望む取組について

職場における男女共同参画を推進するために、企業・事業所の立場から志免町に希望することを尋ねたところ、「保育所、学童保育、老人介護施設などの充実」が約6割で特に高く、仕事と子育てや介護の両立を支援するための施設の充実が求められています。また、「仕事と家庭の両立を可能にする雇用管理事例などの情報提供」「労働者・求職者を対象とした関連する法律や制度についての情報提供」「事業主を対象とした法律や制度の周知、啓発」「男性の家事・育児・介護などへの参加を促す啓発」などが上位にあげられており、各種法制度や優良事例についての情報提供は町内事業所が求めるところでもあるため、これらの制度について積極的に周知していくことが必要です。

図表2-2-3 職場における男女共同参画を推進するために希望すること[全体]
(前回調査比較)



(3)中学生アンケート結果

■調査の概要

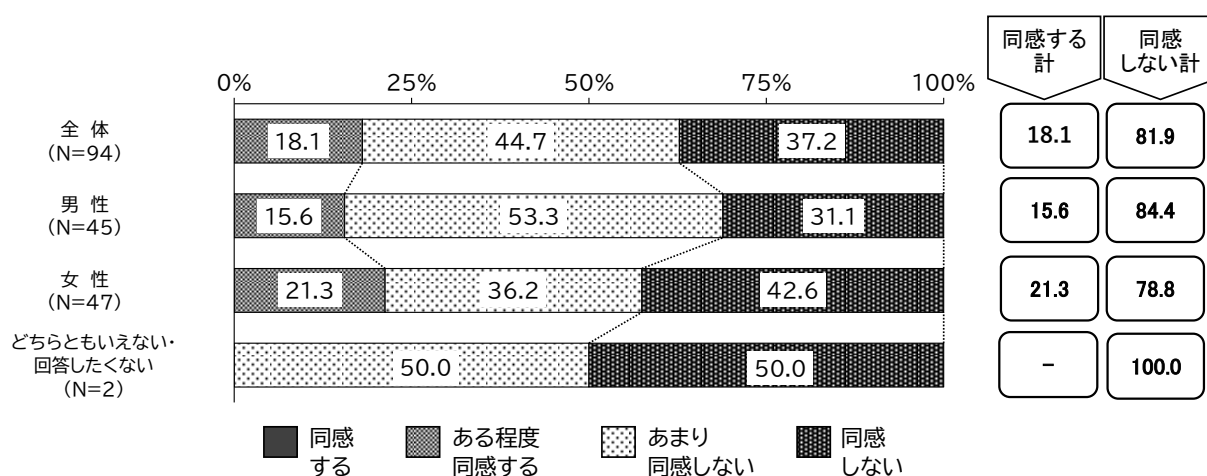
- 調査対象者 志免中学校・志免東中学校の3年生 100人
- 回答数 94人(男性45人、女性47人、回答したくない2人)
※図表に示すNは、比率算出上の基数(有効回答数)です
- 調査方法 オンラインで回答
- 調査時期 令和6年9月

① 固定的性別役割分担意識

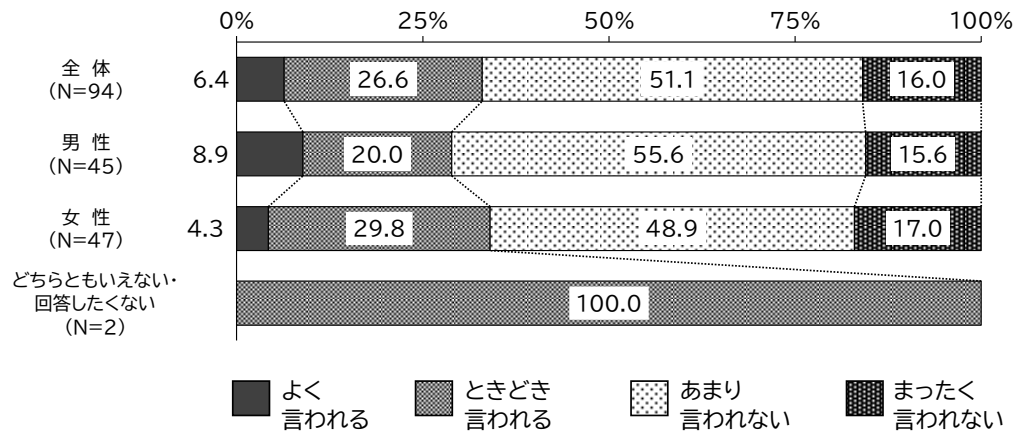
「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感しない」と「あまり同感しない」を合わせた『同感しない』は81.9%と町民意識調査の67.4%を大きく上回り、回答者の約8割が固定的な性別役割分担に賛同していません。

「男だから、女だから」と言われたことの経験は、男女とも3割前後が経験をしており、男性は「泣いたとき」「習い事」「スポーツ」、女性は「言葉づかい」「すわり方」「整理整頓」「家でのお手伝い」などで言われたことが多くなっています。

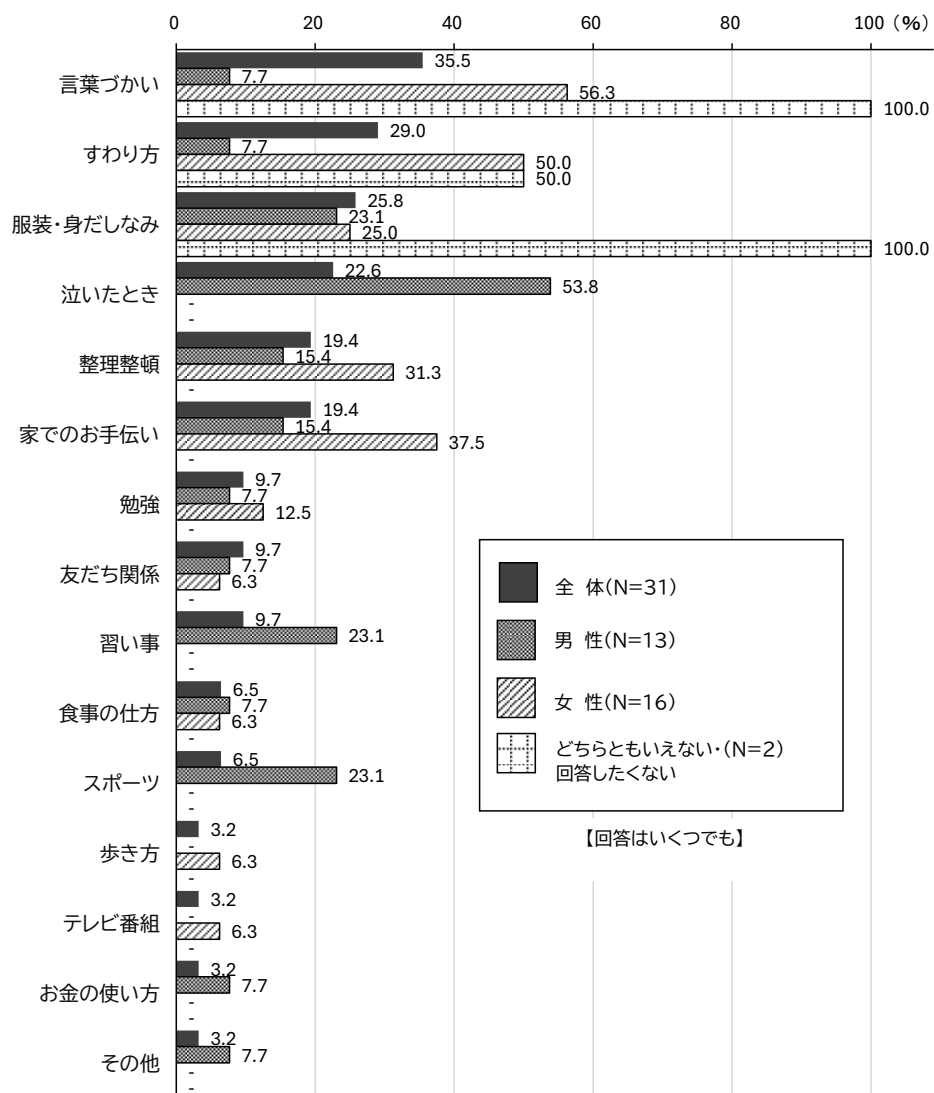
図表2-2-4 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]



図表2-2-5 「男だから・女だから〇〇しなさい」「男なのに・女なのに〇〇」と
言われたことの経験[全体、性別]



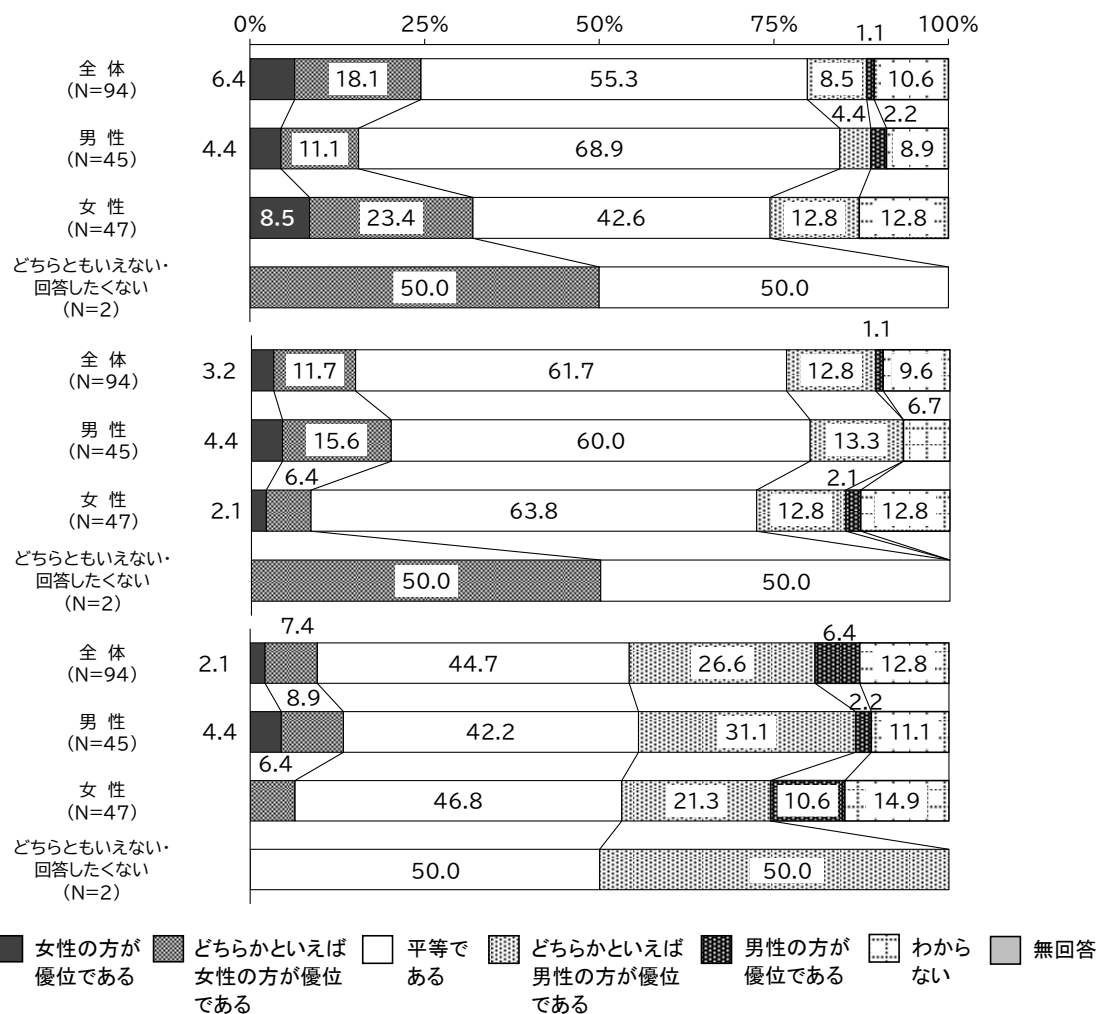
図表2-2-6 「男だから・女だから〇〇しなさい」「男なのに・女なのに〇〇」と言われたこと
[全体、性別]



② 男女の地位の平等感

男女の平等感については、「家庭生活」と「学校生活」では男女とも「平等である」の割合が高く、次いで『女性優位』の割合が高くなっています。「社会全体」でも「平等である」が約4割で最も高く、次いで『男性優位』の割合が高くなっています。

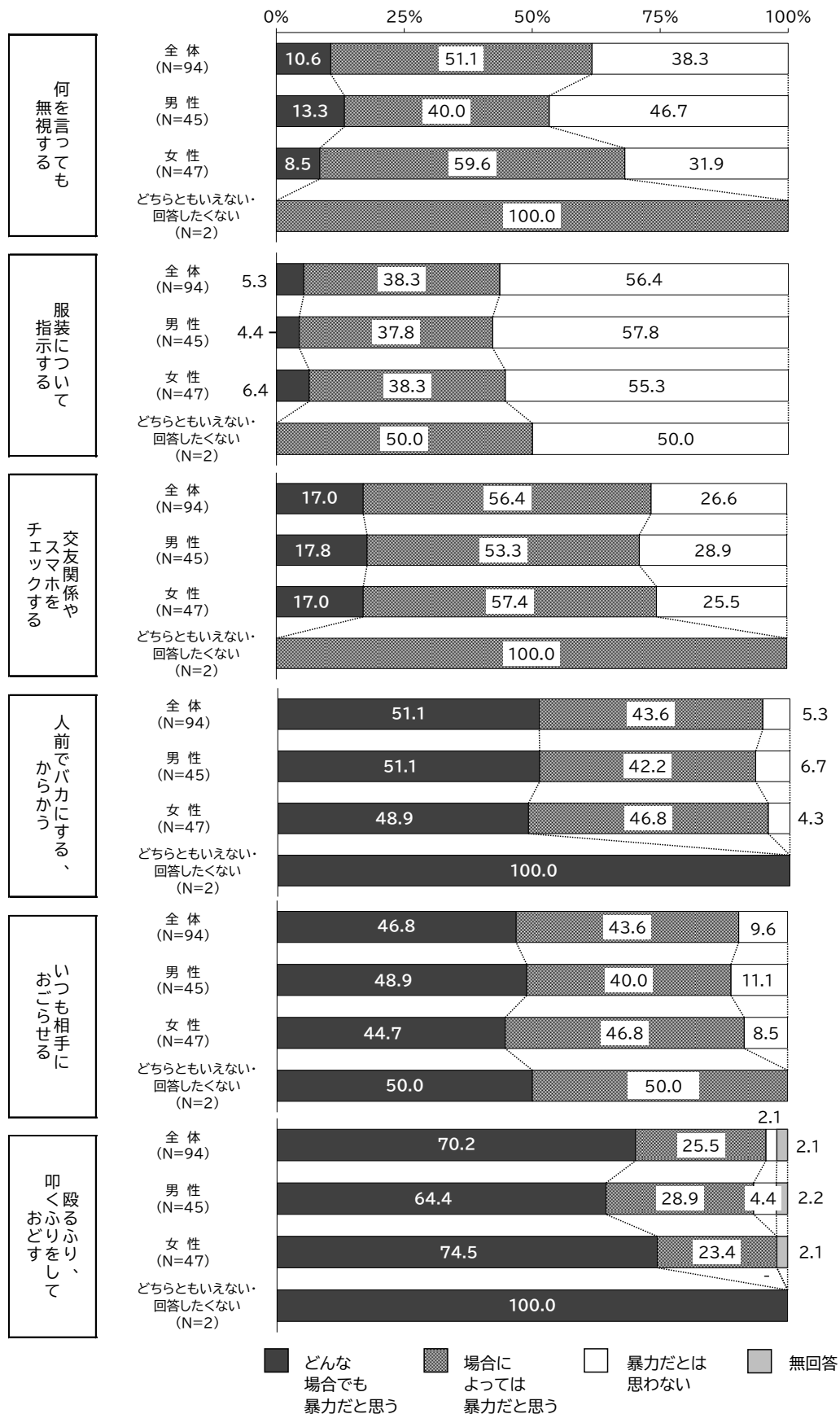
図表2-2-7 男女の地位の平等感[全体、性別]



③ DV・暴力の認知

「何を言っても無視する」「服装について指示する」「交友関係やスマホをチェックする」などの「どんな場合でも暴力だと思う」の割合は2割に満たず、認知は低くなっています。また、「人前でばかにする、からかう」「いつも相手におごらせる」「殴るふり、たたくふりをしておどす」などの「どんな場合でも暴力だと思う」の割合は約5割から7割にとどまっています。

図表2-2-8 DV・暴力の認知[全体、性別]



第3章 計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、平成26年（2014年）に制定された、「志免町男女共同参画推進条例」の第3条の基本理念を基に、すべての人がお互いを認め合い、自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる社会を目指して、第1次行動計画及び第2次行動計画の取組を引き継ぎながら推進していきます。

そこで、本計画の基本理念を以下のように定めます。

お互いを認め合い
自分らしさを輝かせるまちへ

2. 基本目標

本計画では、志免町男女共同参画推進条例に基づき、将来像の実現に向けた計画的な推進のために次に掲げる3つの目標を設定します。

基本目標Ⅰ

男女共同参画の意識づくり

基本目標Ⅱ

男女が共に参画し輝くまちづくり

基本目標Ⅲ

男女が共に安心して健やかに暮らせるまちづくり

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現のため、男女が社会のあらゆる分野に参画し、その個性や能力を十分に発揮できるようにするためには、固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見、それらに基づく慣習などにとらわれない意識を持つことが大切です。一人ひとりが男女共同参画に関する知識と理解を深め、性別への固定観念や偏見、地域の慣習などを見直していくことが重要です。

男女共同参画は身近な問題であるという認識を広げ、一人ひとりがお互いを認め合うことができるよう、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに取り組みます。また、次代を担う子どもたちが、性別にとらわれずに自分の能力を信じることができ、男女平等への理解を深めることができるよう、学校教育や社会教育などあらゆる教育の場で、男女共同参画に関する理解を促進し、個性を尊重する教育を推進します。

- 1 男女平等についての意識啓発・情報発信
- 2 男女共同参画の視点に立った教育の充実

(数値目標)

項 目	現状値	目標値 (令和16年)
「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感	12.5% ※	12.9%
「社会全体」における男女の地位の平等感	12.8% ※	14.7%

※ 「男女共同参画社会に関する町民意識調査」(令和6年1月実施)の結果

基本目標Ⅱ 男女が共に参画し輝くまちづくり

男女が共に輝くまちづくりを進めていくためには、社会のあらゆる分野において、多様な立場からの意見を反映できる機会が確保されなければなりません。町の政策や方針の決定、職場や地域においても、性別に関わらず意思決定の場に参画し、意見を出し合える環境を整える必要があります。また、女性の労働力率が上昇し、ライフコースの多様化も進むなか、一人ひとりが仕事や家庭、地域などの社会活動において、多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランスの推進は、町民の様々な場への参画を促進するうえでも重要です。

町では審議会等委員の男性または女性の構成割合がいずれも 40%以上となるよう取り組んできた結果、女性の審議会等委員の割合は県内市町村のなかでも上位で推移しています。しかし、審議会等によっては委員の構成割合に偏りがみられるなどの課題もあり、今後も継続的に取り組んでいきます。また、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現し、健康で豊かな生活を送ることができるよう、啓発や支援に取り組めます。

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 地域における男女共同参画の促進

(数値目標)

項 目	現状値	目標値 (令和16年)
審議会等における女性委員の割合	41.0% ※1	40%以上
町の管理職における女性職員の割合	38.9% ※1	上昇させる
「職業生活」における男女の平等感	18.2% ※2	26.4%
「地域活動・社会活動」における男女の平等感	32.1% ※2	40.2%

※1 令和6年4月1日現在の数値

※2 「男女共同参画社会に関する町民意識調査」(令和6年1月実施)の結果

基本目標Ⅲ 男女が共に安心して健やかに暮らせるまちづくり

すべての人がいきいきと輝くまちづくりを進めていくためには、一人ひとりが身体や性に関して正しい知識を持ち、身体的にも精神的にも社会的にも健康で、生きがいを持って生活できることが重要です。しかし現実には、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどの暴力や人権侵害が発生しています。また、経済的困窮や就労困難といった複合的な問題によって、より困難な状況に置かれてしまうことがあります。

本計画では、町民の生涯にわたる健康づくりを推進し、性差やライフステージに応じた健康支援を実施します。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発や情報提供を行い、一人ひとりがお互いを尊重しながら、自分自身で人生の選択ができるよう支援します。

また、本計画の基本目標ⅢをDV防止法に基づく基本計画として位置付け、DVの防止と被害者支援に取り組みます。また、あらゆる暴力の根絶のため、相談窓口の周知や啓発を行うとともに、被害者への相談支援体制を充実させ、多様な人々の人権が尊重されるよう、啓発や支援を行います。

- 1 生涯を通じた男女の健康支援
- 2 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
- 3 あらゆる暴力の防止
- 4 すべての人が安心して生活できる支援の充実

（数値目標）

項 目	現状値	目標値 （令和16年）
DVの認知度	86.7% ※	上昇させる
DVを受けてどこにも相談しなかった人の割合	29.0% ※	減少させる
DVに関する相談窓口の認知度	26.9% ※	上昇させる

※ 「男女共同参画社会に関する町民意識調査」（令和6年1月実施）の結果

3. 本計画とSDGsの関連性

本計画では、SDGs で定めている包括的な17のゴールのうち、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとした各基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組を推進していきます。

◇基本目標とSDGsの関連性

基本目標	関連する SDGs のゴール
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	    
基本目標Ⅱ 男女が共に参画し輝くまちづくり	     
基本目標Ⅲ 男女が共に安心して健やかに暮らせるまちづくり	     

◇関連するSDGsのゴールの内容

	貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
お互いを認め合い 自分らしさを輝かせるまちへ	基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	1. 男女平等についての意識啓発・情報発信 2. 男女共同参画の視点に立った教育の充実
	基本目標Ⅱ 男女が共に参画し輝くまちづくり	1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進 2. 働く場における男女共同参画の推進 3. 地域における男女共同参画の促進
	基本目標Ⅲ 男女が共に安心して健やかに暮らせるまちづくり	1. 生涯を通じた男女の健康支援 2. 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 ※DV防止法に基づく志免町基本計画 3. あらゆる暴力の防止 4. すべての人が安心して生活できる支援の充実
	計画の推進体制	1. 推進体制の充実 2. 庁内における男女共同参画の推進 3. 計画の進行管理

★は女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画を含む項目

具体的な取り組み

- 1.男女共同参画の啓発と情報発信
- 2.行政の情報発信時におけるジェンダーの視点に立った表現の配慮
- 3.男女共同参画の国際的な取組に関する情報提供
- 4.幼児期からの男女共同参画教育の推進
- 5.学校教育における男女共同参画教育の推進
- 6.保育・教育関係者等に対する男女共同参画に関する研修情報の提供
- 7.子育て世代を対象とした男女共同参画の啓発
- 8.男女共同参画の視点に立ったメディアリテラシー向上のための啓発

- 9.審議会等における女性委員の登用推進★
- 10.政策策定過程への女性参画の推進★
- 11.町議会議員への男女共同参画に関する研修情報の提供
- 12.女性リーダーの育成と男女共同参画に関係する団体への支援★
- 13.ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方の実現★
- 14.男性の家庭参画への意識改革促進★
- 15.男性の育児への参画推進★
- 16.男女の均等な雇用と待遇、就労環境に関する意識啓発と支援情報提供★
- 17.女性の就労支援の充実★
- 18.性別に関わらず地域活動に参加しやすい環境づくり
- 19.男女共同参画の視点に立った災害対策

- 20.リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発
- 21.思春期教育や「命の大切さ」の学びの推進
- 22.妊娠・出産に関する支援の充実
- 23.ライフステージに応じた健康づくりの支援
- 24.男女共同参画の視点に立った高齢者の社会参画の支援★
- 25.DV防止のための啓発と情報発信
- 26.デートDV防止に関する教育の推進
- 27.DVに関する専門性を高める研修の実施
- 28.DV相談窓口と支援体制の充実
- 29.DVの早期発見に向けた関係機関・団体との連携
- 30.庁内連携によるDV被害者支援の充実
- 31.DV被害者の情報保護と適切な対応
- 32.性犯罪等の防止と意識啓発
- 33.事業所等に対するハラスメント防止のための啓発★
- 34.スクール・セクシュアル・ハラスメント防止対策と相談窓口の充実
- 35.介護に関する相談や高齢者向けサービス等の利用の支援★
- 36.配慮を必要とする女性への支援の充実

- 37.男女共同参画推進審議会の運営
- 38.男女共同参画に関する情報収集や意識調査の実施
- 39.男女共同参画の施策に対する苦情申し出への対応
- 40.男女共同参画に関する職員研修の実施
- 41.庁内における男女平等の職場づくり
- 42.町職員に対するハラスメント防止の推進
- 43.志免町男女共同参画行動計画の周知と進捗状況の把握・公表

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

1. 男女平等についての意識啓発・情報発信

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するには、町民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、男女平等の実現に向けて行動することが必要です。しかし現実には、固定的な性別役割分担意識や性別に基づく偏見が依然として存在しています。

町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人は全体の約3分の2を占めており、前回調査に比べて大幅に増加しています。その一方で、性別や年代により意識には差がみられます。また、固定的な性別役割分担意識や性別に基づく偏見を反映した制度や慣行は、個人の自由な選択を困難にするような影響を及ぼしたり、社会の中で弱い立場に置かれやすい人たちをより厳しい状況に追い込んだりする場合があります。従来の制度や慣行を見直し、変革していくとともに、様々な人権課題にジェンダーの視点をもって取り組むことが重要です。

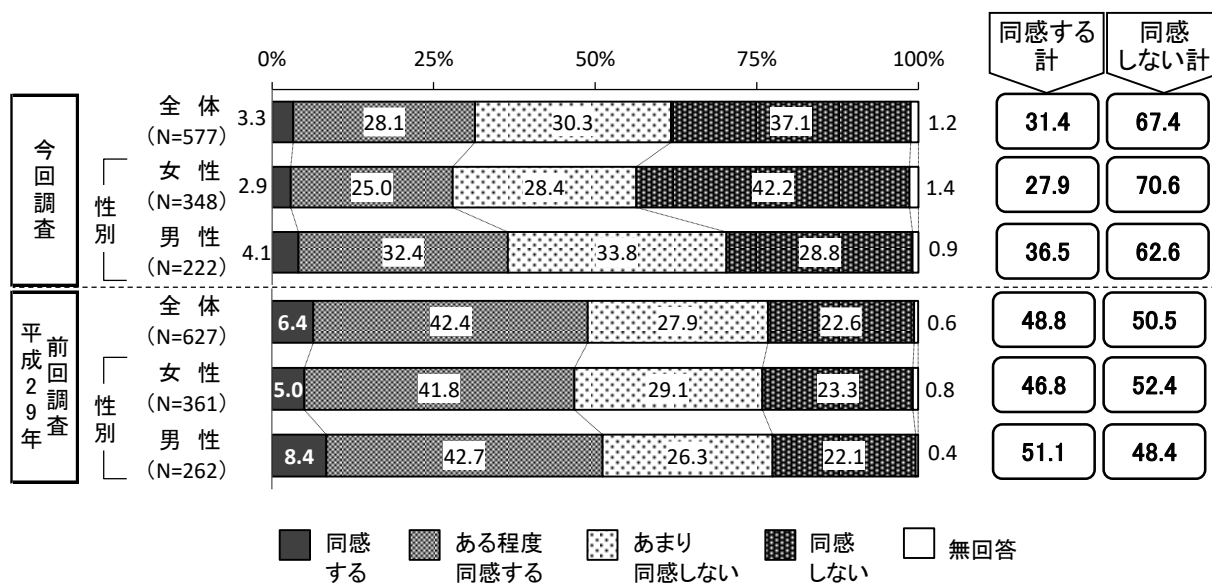
町民の男女平等意識と人権意識の高揚を図るため、様々な機会を通じて男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。また、町が行う情報発信において、ジェンダーに偏った表現をしないよう配慮します。

具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画の啓発と情報発信	男女共同参画に関する町民の理解を深めるため、啓発や情報発信を行います。	まちの魅力推進課
2	行政の情報発信時におけるジェンダーの視点に立った表現の配慮	広報紙やホームページ、SNSなどの町からの情報発信において、ジェンダーに偏った表現をしないよう留意します。	関係課 (まちの魅力推進課統括)
3	男女共同参画の国際的な取組に関する情報提供	男女共同参画に関する国際的な取組について情報の収集や提供に努めます。	まちの魅力推進課

<参考データ>

図表 4-1-1 男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別](前回比較)(再掲)



令和 6 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

2. 男女共同参画の視点に立った教育の充実

子どもたちは、家庭や地域などで接する人々の言動や態度を通して、様々な考え方や価値観を学んでいきます。次代を担う子どもたちがジェンダーにとらわれず、それぞれの個性や能力を活かして伸び伸びと成長できる環境を整えることは、男女共同参画社会の実現のために非常に重要な意味を持ちます。特に学校などにおいては、子どもたちは正規のカリキュラムだけではなく、教室内での役割分担や教職員の態度からも影響を受けます。そのため、男女平等の意識を育てるうえで、保護者、保育担当者、教育関係者など、子どもの成長過程に関わるすべての人が、男女共同参画の重要性を理解し、ジェンダーにとらわれない意識や態度を身につけることが必要です。

町民意識調査では、学校教育で男女平等を進めるために力を入れるべきこととして、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮をする」「男女平等の意識を育てる授業をする」「教員自身の男女平等についての意識を高めるための研修を行う」などの項目があげられており、学校のあらゆる場面で男女平等の視点による配慮が求められています。

子どもたち一人ひとりが性別によらず個性や能力を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。また、保育・教育関係者や周囲の人々が男女共同参画への理解を深め、適切な教育・指導ができるよう、研修などの情報を提供します。

具体的事業一覧

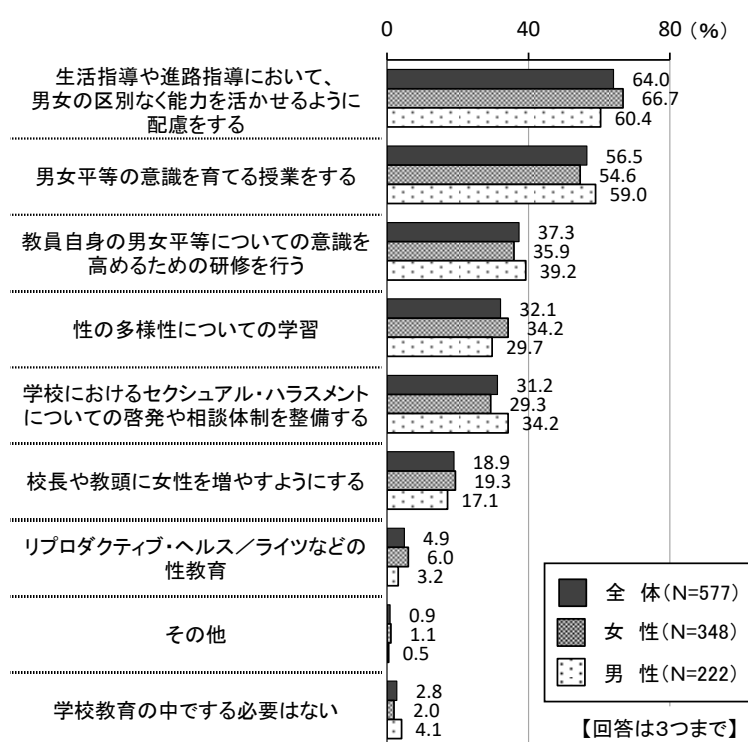
事業番号	事業名	事業内容	担当課
4	幼児期からの男女共同参画教育の推進	保育施設、教育施設に対し、男女共同参画教育の基礎が養われ、年齢に応じた保育や教育ができるよう、情報提供を行います。	子育て支援課 学校教育課
5	学校教育における男女共同参画教育の推進	学校の全教育活動を通して、男女共同参画の理念を踏まえた教育を推進します。また、外部講師の活用やジェンダーにとらわれない進路指導に努めます。	学校教育課
6	保育・教育関係者等に対する男女共同参画に関する研修情報の提供	保育・教育関係者に対して、男女共同参画に関する研修などの情報を提供します。	子育て支援課 学校教育課
7	子育て世代を対象とした男女共同参画の啓発	講座等を通して、性別によらず個性を尊重する子育てが広く普及するよう啓発を行います。	子育て支援課

事業番号	事業名	事業内容	担当課
8	男女共同参画の視点に立ったメディアリテラシー※向上のための啓発	学級活動や総合活動を通して、男女共同参画の視点からメディアリテラシーに関する学習を推進します。	学校教育課
		町民図書館において、メディアリテラシーに関する図書を収集・提供し、周知啓発を図ります。	社会教育課

※さまざまなメディアが発する情報を的確に判断し、対処することができる能力のこと

<参考データ>

図表 4-1-2 学校教育のなかでの男女平等を進めるために必要なこと[全体、性別]



令和 6 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

基本目標Ⅱ 男女が共に参画し輝くまちづくり

1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

社会やコミュニティのあり方が大きく変化しつつある現在、様々な課題を解決するためには、異なる背景や経験をもつ多様な人々が、社会のあらゆる場面において対等な立場で意思決定に参画できる、男女共同参画のまちづくりが不可欠です。

志免町における令和6年4月1日現在の各審議会等に占める女性委員の割合は41.0%と4割を超えており、福岡県内市町村でも上位に位置付けています。しかし、審議会によって男女比に偏りがみられるなどの課題もあります。

町民意識調査では、女性リーダーを増やすために必要なこととして、「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」「育児や介護を支援するための施策を充実させる」「家族が家事・育児の分担に協力する」「女性のリーダーを養成するための講座やセミナーを開催する」などの項目があげられています。

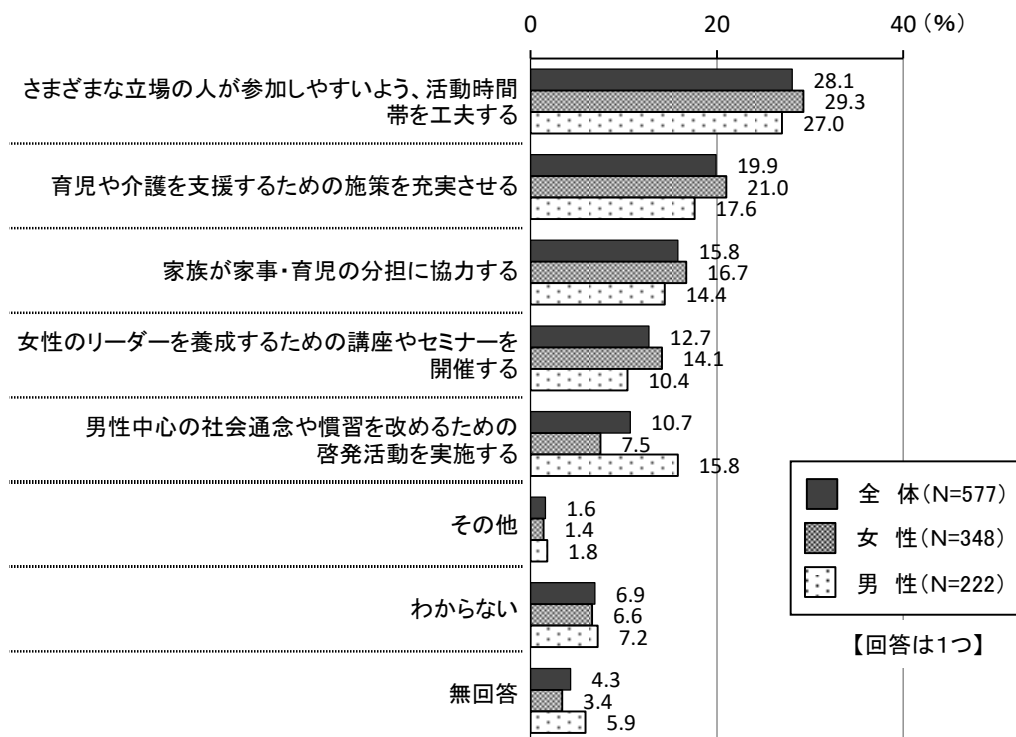
今後も、女性委員などの積極的な登用を引き続き推進するとともに、町の基本的政策を定める条例制定や計画などの策定過程への住民参画や、地域防災活動などへの女性の参画を促進します。また、職場や地域において、リーダーとして指導的な役割を担う女性がより増えるよう育成や支援に取り組みます。

具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
9	審議会等における女性委員の登用推進★	審議会等の構成員が男女いずれかに偏らないよう、女性委員の登用状況を調査し、女性の参画を推進します。	関係課 (まちの魅力推進課統括)
10	政策策定過程への女性参画の推進★	町の基本的政策を定める条例制定や計画などの策定過程への女性の参画を推進します。	関係課 (まちの魅力推進課統括)
11	町議会議員への男女共同参画に関する研修情報の提供	町議会議員に対して、男女共同参画社会の実現に向けた研修会などの情報提供を行います。	議会事務局
12	女性リーダーの育成と男女共同参画に関係する団体への支援★	政策決定の場や地域活動に参画する女性リーダーの育成、男女共同参画に関わる自主的な団体の支援のため、研修や講座などの情報を提供します。	まちの魅力推進課

<参考データ>

図表 4-2-1 女性リーダーを増やすために必要なこと[全体、性別]



令和 6 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

2. 働く場における男女共同参画の推進

少子高齢化の進行、ライフスタイルや雇用のあり方の変化など、社会・経済情勢が大きく変化
する中、働く場においても従来の働き方の見直しが必要とされています。特に男性に求められて
きた仕事中心の価値観は、女性が就業を継続することや男性が家庭や地域に参画することの
妨げになっていました。仕事とそれ以外の生活をともに充実させるワーク・ライフ・バランスを実現
することは、仕事と家庭生活の両立を可能にするだけでなく、人々の心身の健康維持や、趣味や
学習などを通じた自己実現にもつながります。

町民意識調査では、男性の家事・育児・介護・地域活動への積極的な参加のために必要な
こととして、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」「男性が家事などに
参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分
担等についての当事者の考え方を尊重すること」「社会の中で男性による家事、子育て、介護、
地域活動等について、その評価を高めること」「男性が家事や子育て、介護等の技能を高める
こと」「企業中心という社会全体の仕組みを改めること」などの項目があげられており、男性やそ
の周囲の意識改革、社会全体の価値観の見直しが求められています。

すべての町民と町内の事業所がワーク・ライフ・バランスについての理解を深め、仕事と子育て、
介護など両立ができるよう、男女共同参画の視点に基づいた啓発や支援を行います。

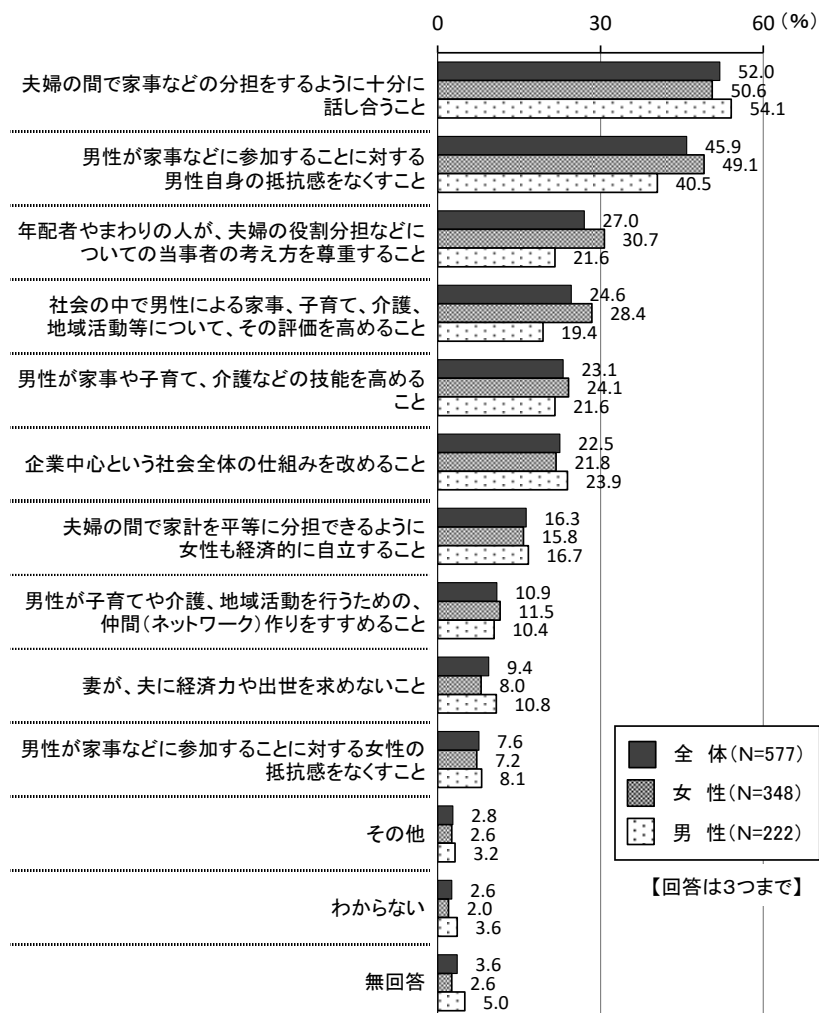
具体的事業一覧

事業 番号	事業名	事業内容	担当課
13	ワーク・ライフ・バラ ンスと多様な働き方 の実現★	仕事と家庭・地域活動が両立できるよう、ワー ク・ライフ・バランスに関する啓発を行うととも に、育児休業や介護休業等の制度を活用して、多様な働き方を選択できる社会の実現に 向けた啓発を行います。	まちの魅力推進課
14	男性の家庭参画へ の意識改革促進★	家庭生活における固定的性別役割分担をなく すため、男性の家庭参画に対する意識が向上 するよう啓発を行います。	まちの魅力推進課
		地域で行う食生活改善地域教室に男性が参 加しやすくなるよう支援します。	健康課
15	男性の育児への参 画推進★	夫婦で子育てを行うことの大切さについて啓発 を行い、講座や教室を開催する際は男性の参 加を図るため、曜日や時間などに配慮した取 組を進めます。	子育て支援課
		行事・イベントへの男性の参加を図るため、内 容や開催方法などに配慮します。	関係課 (まちの魅力推進課統括)

事業番号	事業名	事業内容	担当課
16	男女の均等な雇用と待遇、就労環境に関する意識啓発と支援情報の提供★	職場における男女の均等な機会と待遇の確保、性別による役割分担や慣習の見直しに向け、事業主や労働者への周知啓発や情報提供を行います。	まちの魅力推進課
17	女性の就労支援の充実★	女性の就業や再就職、技能習得などに関する県や関係機関の情報を提供することにより、女性の就労を支援します。	まちの魅力推進課

＜参考データ＞

図表 4-2-2 男性の家事・育児・介護・地域活動への参加のために必要なこと[全体、性別]



令和 6 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

3. 地域における男女共同参画の促進

共働き世帯や高齢者のみの世帯の増加や、地域コミュニティへの住民の関わり方の変化など、地域の行事や災害時の対応を考えるうえで様々な課題が生じています。

地域の課題に対応し、地域の活性化を図るには、性別や年齢に関わらず、多様な町民が地域の活動に主体的に参加し、活動することが必要です。また、近年の大規模災害の経験から、地域における防災や災害対応の取組に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が指摘されています。

町民意識調査では、災害対策に男女共同参画の視点を取り入れるために、「備蓄品について女性の視点を取り入れる」「避難所運営の基準などをつくり女性や子どもが安全に過ごせるようにする」「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」「避難所の運営に女性も参画できるようにする」「自主防災組織などの地域活動に女性も男性も参加する」などの項目があげられています。

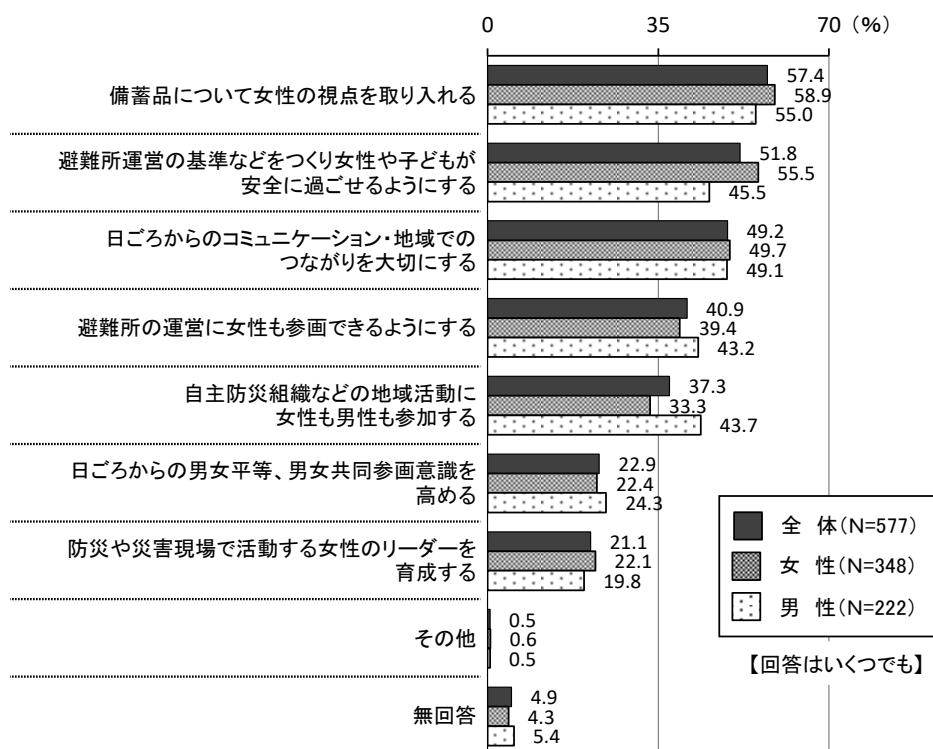
性別に関わらず、様々な町民が地域活動に参加できるよう、地域での男女共同参画を促進します。特に、仕事中心の生活で地域との繋がりが希薄になりがちであった男性に向けて、地域への参画を積極的に働きかけます。また、災害対策において女性のニーズや意見を取り入れることができるよう、防災会議や自主防災組織への女性の参画を促進します。

具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
18	性別に関わらず地域活動に参加しやすい環境づくり	男女が共に地域活動や行事などに参加し、性別に関わらず様々な形で活動ができるよう、地域の関係団体へ働きかけます。	社会教育課
19	男女共同参画の視点に立った災害対策	災害対策において多様な視点や発想が活かされるよう、防災会議や自主防災組織への女性の参画を促進します。	生活安全課

<参考データ>

図表 4-2-3 災害に備えるために必要なこと[全体、性別]



令和 6 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

基本目標Ⅲ 男女が共に安心して健やかに暮らせるまちづくり

1. 生涯を通じた男女の健康支援

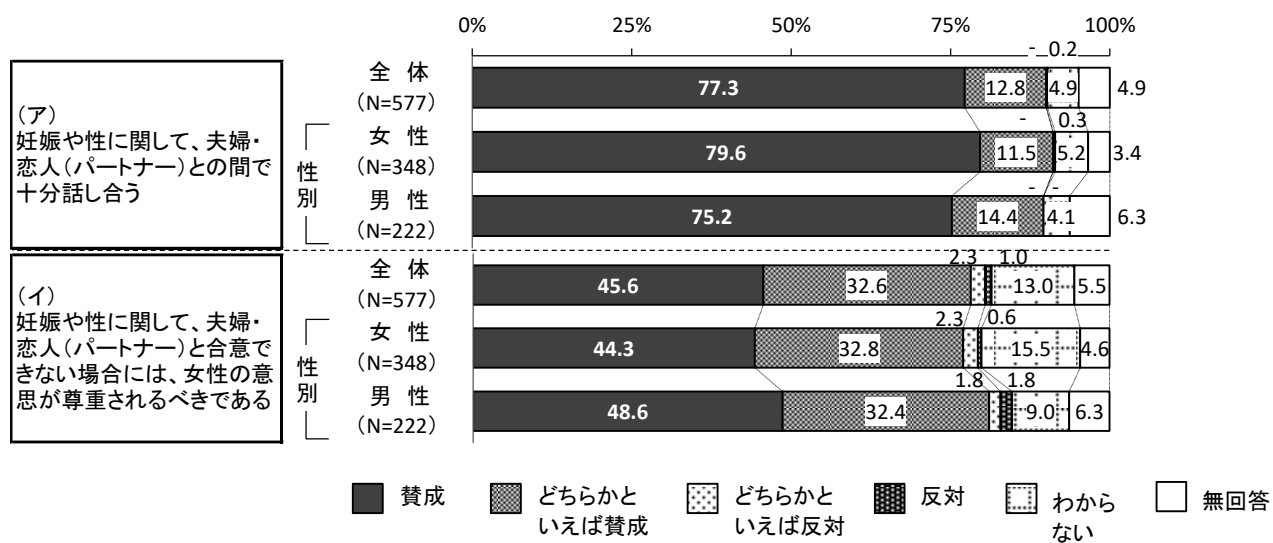
一人ひとりが性別に関わらず、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態で過ごすことができ、自らの身体や性に関して正しい知識に基づき自己決定ができることは、すべての人が保障されるべき基本的人権の一つです。また、妊娠や出産をする可能性がある女性においては、特有の健康上の問題に直面することがあります。一方、男性は食事や健康などの自己管理が十分になされていない傾向がみられるなど、性別やライフステージに応じた健康課題への対応が求められています。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への市民の理解を深めるとともに、一人ひとりが主体的に健康の維持増進にあたることができる環境を整えることが重要です。

具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
20	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	性や妊娠・出産において、自分の身体に関することは自分で決めることができる権利について、情報の提供やわかりやすい解説で啓発します。	まちの魅力推進課 子育て支援課
21	思春期教育や「命の大切さ」の学びの推進	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳や保健の時間などを活用して教育を行います。	子育て支援課 学校教育課
22	妊娠・出産に関する支援の充実	関係課や関係機関と連携して健康状態の把握や育児支援を行い、妊娠期から出産後にかけて切れ目のない支援に取り組みます。	子育て支援課
23	ライフステージに応じた健康づくりの支援	男女が共に、年齢や就労状況に関わらず受診しやすい健診体制を整備し、地域での健康支援・保健指導に取り組みます。	健康課
24	男女共同参画の視点に立った高齢者の社会参画の支援★	男女が共に安心して生活できるよう、シニアクラブやシルバー人材センターなどに関する情報提供を行うとともに、高齢者の自主的な活動や生涯学習を支援し、社会参画の支援に取り組みます。	福祉課 社会教育課

<参考データ>

図表 4-3-1 妊娠や性に関する考え方[全体、性別]



令和 6 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

2. 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

（志免町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画）

恋人や配偶者など、親密な関係にある者から振られる暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。DVは、固定的な性別役割分担意識や男女間の社会的、経済的格差などの社会構造的な問題を背景としており、女性が被害者となりやすい一方で、男性が被害者となった場合は相談がしづらいなどの問題もあります。DVの防止や被害者の早期発見、被害発生時に適切な対応を行うためには、町民や町職員の一人ひとりがDVに関する知識を身につけることが重要です。

町民意識調査では、DVの被害を受けたことがある女性が10.1%（男性1.8%）、身近に暴力を受けた人がある女性が5.7%（男性1.8%）となっており、志免町においても女性の被害経験率が高くなっています。また、女性に対する暴力をなくすために必要なこととして「被害女性が安心して相談できる窓口をつくる」が58.8%と最も高く、「被害女性を保護するための施設を整備する」が42.6%、「犯罪の取り締まりを強化する」が40.9%と4割を超えています。「被害女性が安心して相談できる窓口をつくる」「被害女性を保護するための施設を整備する」は特に女性で高くなっており、女性からは相談対応のための窓口や施設の整備が求められています。

DVに関して、広く町民が関心を持てるよう、啓発や学習機会の提供、相談窓口の周知を行うとともに、学校での人権教育やデートDV防止教育を実施します。また、庁内の関係課や庁外の関係機関との連携を強化するとともに、DV被害者の相談に対応する町職員などに対して研修を実施します。DV被害者の情報保護の徹底や安全に配慮し、利用可能な制度に関する情報提供を行いつつ、支援の充実を図ります。

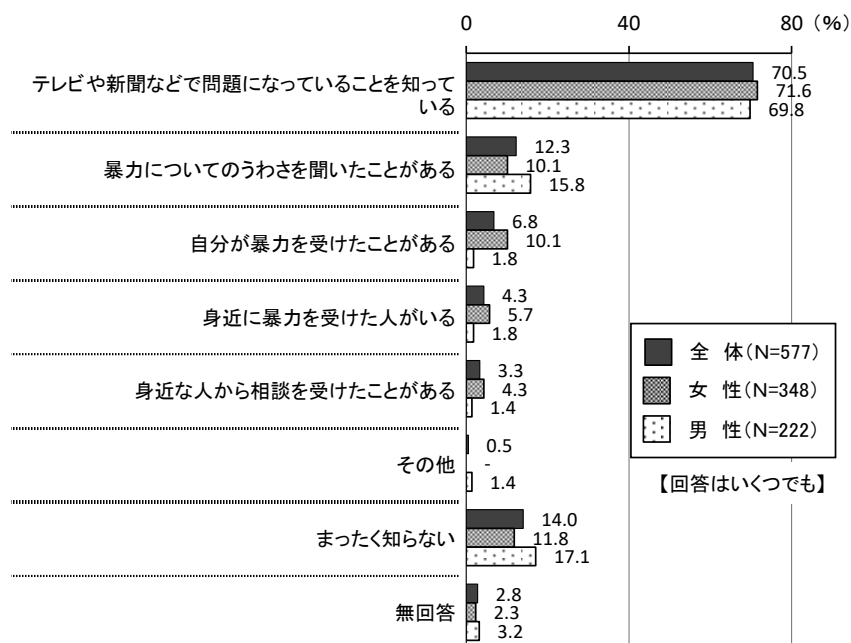
具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
25	DV防止のための啓発と情報発信	DV等の暴力を許さない意識が醸成されるよう、DVに対する正しい理解を広めていきます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、啓発や情報発信を行います。	まちの魅力推進課
26	デートDV防止に関する教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じて、デートDVに関する教育や周知啓発に取り組みます。	学校教育課 社会教育課
27	DVに関する専門性を高める研修の実施	保健師、保育士、町職員や民生委員、児童委員、学校教職員などに対して、DVの特性や被害者の早期発見、通報の必要性についての理解や専門性を高めるための研修やその情報提供を行います。	総務課 福祉課 子育て支援課 学校教育課

事業 番号	事業名	事業内容	担当課
28	DV相談窓口と支援体制の充実	DVやハラスメントなどの専門相談窓口が積極的に利用されるよう周知します。また、県や関係団体などが実施している支援に関して、被害者が必要としている情報を提供します。	関係課 (まちの魅力推進課統括)
29	DVの早期発見に向けた関係機関・団体との連携	関係機関・団体と情報共有や連携を図り、DVの早期発見に取り組みます。	まちの魅力推進課 福祉課 健康課 子育て支援課
30	庁内連携によるDV被害者支援の充実	DV被害者の状況に応じて関係課と連携を図り、適切な支援を迅速に行います。	まちの魅力推進課 福祉課 健康課 子育て支援課
31	DV被害者の情報保護と適切な対応	住民基本台帳の閲覧制限など、DV被害者の個人情報保護に関する措置を行い、被害者の保護を図ります。	住民課
		児童・生徒の心のケア、被害者やその家族の安全の確保及び情報保護について、職員間で共有し、徹底した管理と適切な対応を行います。	子育て支援課 学校教育課

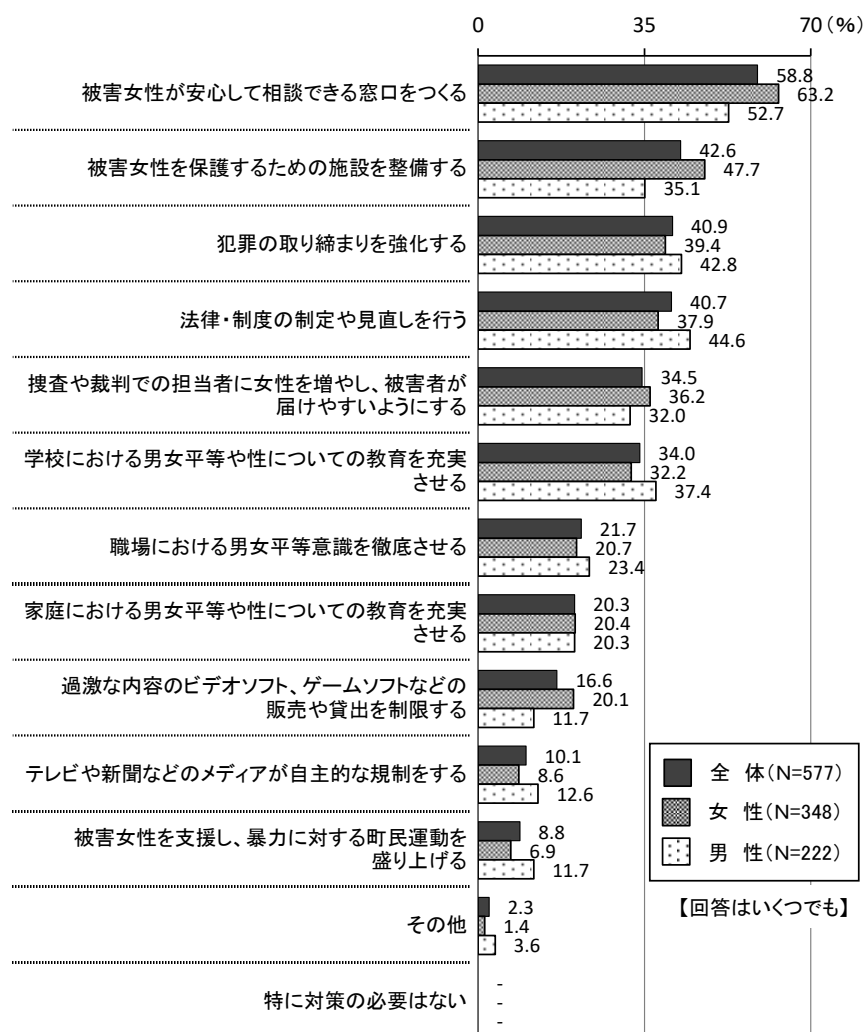
<参考データ>

図表 4-3-2 暴力についての見聞き[全体、性別]



令和6年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

図表 4-3-3 女性に対する暴力をなくすために必要なこと[全体、性別]



令和 6 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

3. あらゆる暴力の防止

性暴力やセクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントなど、社会生活において人権を侵害する様々な暴力が存在しています。特に、性に関連して行われる暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因であるとともに、被害者・加害者に対する誤った認識により、被害者に対する二次加害が起きやすいなど、特有の課題を有しています。

性犯罪・性暴力の根絶に向け、地域や学校、行政が連携し防犯活動を推進するとともに、市民の防犯意識の向上を図ります。市内の事業所などに対しては、職場における様々なハラスメントを防止するための啓発や情報提供を行います。小・中学校においても、ハラスメントの防止に向けた教職員の取組の強化と相談体制の充実を推進します。

具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
32	性犯罪等の防止と意識啓発	関係機関や地域の団体と連携を図り、性犯罪等の被害防止対策を実施し、被害を未然に防ぐための教育や啓発を進めていきます。	生活安全課 学校教育課 社会教育課
33	事業所等に対するハラスメント防止のための啓発★	商工会と連携を図り、市内の事業所に対してハラスメント防止に関する情報提供や啓発を推進します。	まちの魅力推進課
34	スクール・セクシュアル・ハラスメント防止対策と相談窓口の充実	「志免町立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、スクール・セクシュアル・ハラスメントの対応強化や防止対策を行います。また、指導主事や教育相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実を図ります。	学校教育課

4. すべての人が安心して生活できる支援の充実

非正規雇用者の増加や単身世帯、ひとり親世帯の増加など、雇用情勢や家族形態の変化を背景として、生活上の困難に陥りやすい人が幅広い世代に広がっています。とりわけ女性においては、男女の賃金格差や非正規雇用の割合が高いことなどから貧困に陥るリスクが高く、新型コロナウイルス感染拡大時の経済面・就業面での影響が男性より大きかったことが指摘されています。また、高齢者など社会的に弱い立場におかれがちな人においては、女性であることでより複合的に困難な状況に陥りやすくなります。さらに、高齢者介護においては、老々介護や独身の子どもによる介護、家事やケアの経験が不足しがちな男性による介護など、介護者の負担が大きくなるケースが増加傾向にあり、性別や家族構成に関わらず介護の負担を軽減するための支援が必要です。

様々な困難を抱え社会的な配慮や支援を必要とする人たちが、安心して生活できるよう、相談対応や支援サービスの充実を図ります。

具体的事業一覧

事業 番号	事業名	事業内容	担当課
35	介護に関する相談や高齢者向けサービスなどの利用の支援★	性別や家族構成に関わらず、介護に関わるすべての人の負担を軽減するため、電話相談を含む相談窓口を周知します。また、必要なサービスなどが利用できるよう支援します。	福祉課
36	配慮を必要とする女性への支援の充実	心身の不調や経済的困窮、就労困難など、配慮を必要とする複合的な課題を抱える女性に対して、必要な情報を提供します。	まちの魅力推進課

◆ 計画の推進体制

1. 推進体制の充実

男女共同参画の推進に関する施策は幅広い分野にわたっており、町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、本計画を着実に実施していく必要があります。計画の進捗状況を定期的に把握し、客観的に評価をしながら施策を着実に推進するため、「志免町男女共同参画推進審議会」からの評価・提言を受けながら計画を推進します。また、男女共同参画の施策に対して、町民の意見を反映できるよう体制を整備します。

具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
37	男女共同参画推進審議会の運営	男女共同参画推進審議会を設置し、施策の進捗状況調査や評価・提言を受けながら計画を推進します。	まちの魅力推進課
38	男女共同参画に関する情報収集や意識調査の実施	男女共同参画に関する意識調査の定期的な実施や情報収集を行い、町民や町内の事業所の実態を明らかにすることで、効果的に施策を推進します。	まちの魅力推進課
39	男女共同参画の施策に対する苦情申し出への対応	町が実施する男女共同参画に関する施策に対する苦情や救済の申し出を適切に対応します。	まちの魅力推進課

2. 庁内における男女共同参画の推進

男女共同参画は、家庭や学校、職場、地域など社会の様々な場面に関連しているため、本町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させ、企画、立案、実行されなければなりません。町職員が男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の視点に立って施策の推進にあたることができるよう、町職員への研修を実施します。また、男女がともに働きやすい男女共同参画の模範的職場となるよう、職員のワーク・ライフ・バランスや女性職員の積極的な登用、ハラスメント防止などに取り組みます。

具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
40	男女共同参画に関する職員研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修を実施し、職員の意識向上を図ります。	総務課
41	庁内における男女平等の職場づくり	志免町特定事業主行動計画に基づき、すべての職員が仕事と家庭の両立を図ることができ、男女が共に意欲と能力を充分に発揮できるよう、職場環境を整えます。	総務課
42	町職員に対するハラスメント防止の推進	あらゆるハラスメントに対する正しい認識や理解を深めるため、研修や情報提供を行います。	総務課

3. 計画の進行管理

本計画を推進するにあたり、適切な進捗管理と必要に応じた見直しを行い、計画を実効性のあるものにする必要があります。そのため、本計画に盛り込まれた各事業において、毎年進捗状況の把握と公表を行います。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間年に見直す際には、町民への意識調査を実施し、町民の現状や意見を反映させるとともに、本計画の町民への周知を図ります。

具体的事業一覧

事業番号	事業名	事業内容	担当課
43	志免町男女共同参画行動計画の周知と進捗状況の把握・公表	志免町男女共同参画行動計画をわかりやすく町民に周知します。また、計画の進捗状況の把握・公表を行います。	まちの魅力推進課

関連資料

1. 志免町男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略)

No.	職 名	氏 名	備 考
1	会 長	倉 富 史 枝	識見を有するもの
2	副会長	森 康 司	識見を有するもの
3	委 員	森 安 千 穂	一般公募
4	委 員	江 平 真 紀 子	一般公募
5	委 員	白 石 一 彰	一般公募
6	委 員	宮 田 昌 幸	一般公募
7	委 員	稲 永 由 美 子	一般公募
8	委 員	梶 谷 嘉 智 子	一般公募
9	委 員	長 澤 洋 子	関係団体
10	委 員	原 田 初 枝	関係団体

2. 諮問書

志免町ま地第 272 号
令和 6 年 6 月 28 日

志免町男女共同参画推進審議会
会長 倉富 史枝 様

志免町長 世利 良末

第 3 次志免町男女共同参画行動計画策定について（諮問）

第 3 次志免町男女共同参画行動計画の策定について、貴審議会の意見を
求めます。

3. 答申書

令和 7 年 3 月 25 日

志免町長 世利 良末 様

志免町男女共同参画推進審議会
会長 倉富 史枝

第 3 次志免町男女共同参画行動計画の策定について（答申）

令和 6 年 6 月 28 日付志免町ま地第 272 号により本審議会に諮問された「第 3 次志免町男女共同参画行動計画の策定」について、志免町男女共同参画推進条例第 22 条第 1 項第 1 号に基づき慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

基本理念である「お互いを認め合い自分らしさを輝かせるまちへ」の実現に向けて、これまでの第 1 次及び第 2 次の計画を踏襲しつつ、社会情勢や町内で実施した意識調査の結果が反映され、志免町の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する計画として妥当であると認めます。

4. 計画策定の経過

年	月 日	内 容
令和6年	1月4日～ 1月31日	町民意識調査、企業・事業所意識調査の実施
	6月28日	第1回審議会 ◎諮問 ◎第3次行動計画の策定について ・第3次行動計画の策定スケジュール ・男女共同参画に関する国内の動向 ・町民意識調査及び企業・事業所意識調査の報告
	7月31日	町内会連合会にインタビューを実施
	8月27日	志免町商工会にインタビューを実施
	9月20日～ 9月30日	中学生アンケートの実施
	10月3日	第2回審議会 ◎令和5年度実施状況の報告 ◎第3次行動計画の骨子案及び体系案
	11月7日	第3回審議会 ◎中学生アンケート結果の報告 ◎第3次行動計画の体系 ◎第3次行動計画の内容について ・計画の概要 ・志免町の男女共同参画の状況 ・計画の基本的考え方
	12月19日	第4回審議会 ◎第3次行動計画の基本理念について ◎第3次行動計画の素案について
令和7年	1月14日～ 2月14日	パブリック・コメントの実施
	2月26日	第5回審議会 ◎パブリック・コメントの結果報告
	3月25日	第6回審議会 ◎答申

5. 志免町男女共同参画推進条例

平成 26 年 3 月 25 日

志免町条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 10 条)

第 2 章 基本的施策(第 11 条～第 19 条)

第 3 章 苦情処理対応(第 20 条)

第 4 章 男女共同参画推進審議会(第 21 条～第 27 条)

第 5 章 雑則(第 28 条・第 29 条)

附則

私たちは、すべての人が、「男だから」「女だから」ではなく、一人ひとりの個性と能力が尊重され、自らの意思で多様な生き方を選択し、心豊かに楽しく暮らせることを願っています。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国においては、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきました。なかでも平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の日本の最も重要な課題の一つとして位置づけられました。

志免町では、平成 16 年に志免町男女共同参画行動計画を策定し、誰もが自分らしく生きられる豊かな社会づくりを目指して、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を実施してきました。

しかしながら、世代間によっても異なりますが、家庭、学校、職域、地域など、様々な活動の場で、性別によって役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、志免町においても男女共同参画について、さらなる意識改革が必要です。

そこで、志免町では、すべての人がお互いの力を認め合い、高め合い、自分らしさを輝かせるまちづくりのために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、志免町(以下「町」といいます。)における男女共同参画社会を実現するため、町、議会、町民、事業者及び教育に携わる者等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する活力あるまちづくりを実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うこと。
- (2) 町民 町内に居住、通勤又は通学する者
- (3) 事業者 町内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含みます。)及び団体
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含みます。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、

精神的、性的、経済的又は言語的な暴力

- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害すること。

- (6) 積極的改善措置 第 1 号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければなりません。

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければなりません。
- (2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければなりません。
- (3) すべての人は、性にかかわらず、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければなりません。
- (4) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職域、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければなりません。
- (5) 教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女共同参画教育が推進されなければなりません。
- (6) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠や出産等、性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければなりません。
- (7) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の、性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければなりません。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければなりません。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」といいます。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

3 町は、国、県及びその他の地方公共団体と連携を図るとともに、議会、町民、事業者及び教育に携わる者と協力して、推進施策を実施しなければなりません。

4 町は、町民及び事業者の模範になるよう、率先して男女共同参画の推進に取り組まなければなりません。

(議会の責務)

第 5 条 議会は、基本理念に基づき、意思決定機関として、男女共同参画の積極的な推進に努めます。

(町民の責務)

第 6 条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めます。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めます。
(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、基本理念に基づき、その事業や活動において、男女が共同して参画できる均等な機会及び待遇を確保するとともに、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めます。

2 事業者は、事業や活動と家庭生活とを両立できるような環境の整備に努めます。

3 事業者は、その就労者等に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めます。

4 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めます。

(教育に携わる者の責務)

第 8 条 教育に携わる者は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育において、男女共同参画の積極的な推進に努めます。

(人権侵害行為の禁止)

第 9 条 すべての人は、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的行為を行ってはなりません。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはなりません。

(情報の公表に際しての配慮)

第 10 条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現又は過度に性的な表現を行ってはなりません。

第 2 章 基本的施策

(男女共同参画に係る計画等)

第 11 条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る計画を策定します。

2 町は、男女共同参画に係る計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く町民の意見を反映させるための措置を講じます。

3 町は、男女共同参画に係る計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表します。

4 町は、毎年、男女共同参画に係る計画の実施状況について、報告書を作成し、公表します。

(施策の策定等における配慮)

第 12 条 町は、施策の策定及び実施において、男女共同参画の推進に配慮します。

(町における取組)

第 13 条 町は、男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組めます。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命、委嘱又は選任するときは、委員の数について、一方の性に偏らないようにすること。

(2) 性別にかかわらず職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、職域の拡大、能力向上の機会を確保すること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境を整備すること。

(調査研究)

第 14 条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行います。

(教育の充実)

第 15 条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野及び世代に応じた教育の場において、人権意識の向上と男女共同参画の意識を啓発する教育の充実に努めます。

(町民に対する家庭生活と他の活動との両立支援)

第 16 条 町は、性別にかかわらずすべての人が相互に協力しあって子の養育、介護その他の家庭生活における活動と職域、学校、地域等における活動を両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めます。

(事業者への支援)

第 17 条 町は、事業者に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めます。

(推進体制の整備)

第 18 条 町は、男女共同参画推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備します。

(相談への対応)

第 19 条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めます。

第 3 章 苦情処理対応

(男女共同参画苦情への対応)

第 20 条 町は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じます。また、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合に被害者の救済を図るための必要な措置を講じます。

2 町長は、前項に規定する苦情の申し出について、関係機関との連携を図るなど適切な処理に努めます。

3 町長は、第 1 項の規定により人権侵害の苦情等の申し出を受けたときは、調査のために必要に応じて関係者に対し、資料の提供及び説明を求め、必要があると認めたときは、当該関係者に助言及び是正の要望を行うことができます。

4 町民、事業者及び町民が働いている事業所等は、前項による調査に協力するよう努めなければならない。

第 4 章 男女共同参画推進審議会

(志免町男女共同参画推進審議会の設置)

第 21 条 町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、志免町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

(所掌事務)

第 22 条 審議会は、次に掲げる事項について調査し、又は審議します。

(1) 第 11 条第 1 項に規定する男女共同参画に関する計画の策定、変更及び実施状況に関すること。

(2) 男女平等・男女共同参画社会の形成に関すること。

(組織等)

第 23 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱します。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体が推薦する者

(3) 町民

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 25 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(関係者の出席)

第 26 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができます。

(庶務)

第 27 条 審議会の庶務は、地域交流課において行います。

第 5 章 雑則

(条例の見直し)

第 28 条 町長は、社会情勢及び男女共同参画の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

(志免町男女共同参画推進審議会設置条例の廃止)

2 志免町男女共同参画推進審議会設置条例(平成 9 年志免町条例第 3 号)は、廃止します。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に附則第 2 項の規定により廃止する志免町男女共同参画推進審議会設置条例の規定により委嘱された委員は、第 23 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなします。この場合において、その委嘱された委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとします。

6. 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっ

て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を

改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

7. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)
改正(令和元年六月法律第二十四号)
最終改正:令和4年6月17日 法律第68号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二—二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として

の役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、

前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二

十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機

関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

(平成二十九年三月三十一日法律第一四号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年六月五日法律第二四号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
平成二十六年法律第二十八号
最終改正:令和5年5月12日 法律第三十号

- 目次
- 前文
- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条の四)
- 第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
- 第四章 保護命令(第十条―第二十二条)
- 第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)
- 第五章の二 補則(第二十八条の二)
- 第六章 罰則(第二十九条―第三十一条)
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則 (定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の

届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行ふものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るため

に必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認

めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条

第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。))に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並び

に第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官

署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対して

するもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
- (退去等命令の再度の申立て)
- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居

から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項

から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、

第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百一十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七條の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八條の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百十一條第一項第三号の改正規定、同法第百八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第百八十三條の改正規定、同法第百八十九條の改正規定及び同法第百九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定(民法第九十八條第二項及び第百五十一條第四項の改正規定を除く。)、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第百八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第百九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

9. 用語の解説

あ 行

○アンコンシャス・バイアス

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のこと。誤った評価や差別的な言動につながる可能性があるが、無意識であるために自覚して制御することが困難となる。

○育児・介護休業法

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児休業及び介護休業に関する制度や、子の看護や家族の介護のための休暇に関する制度を設けるとともに、子育てや介護をしやすいするために所定労働時間等について事業主が講ずべき措置等を定めた法律。

○SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。国連加盟193か国が令和12年（2030年）までに達成する目標として、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている。包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うもの。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。

か 行

○固定的性別役割分担意識

「男だから」「女だから」という性別を根拠に役割を固定的に分けること。例えば、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などがあげられる。日常生活だけでなく、社会のあらゆる分野やシステムに深く浸透している。この意識は、個性や能力よりも性別に重点を置くということから、男女どちらにとっても多様な生き方を制約する要因になっている。

さ 行

○ジェンダー

「生物学的」な男女の違いとされるセックス（sex）に対して、社会的・文化的につくり上げられた「性差」を意味する。「男らしさ」「女らしさ」など、社会の中で共有されている性別に関する固定観念や偏見などを意味する場合が多い。

○スクール・セクシュアル・ハラスメント

学校等の初等・中等教育の場で行われるセクシュアル・ハラスメント。「大人対子ども」「先生対生徒」といった力関係を背景として起きる。

た 行

○男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。1986年4月に施行された。募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む）・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、職種の変更・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年解雇・労働契約の更新について、性別による差別的取り扱いを禁止している。

○デートDV

交際中の男女間で起きる暴力のこと。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど、親密な関係にあるとされるものの間で起きる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、心理的に苦痛を与えたり、経済的に圧迫したりすることを含む。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる女性に対する深刻な人権侵害である。

○特定事業主行動計画

2003年（平成15年）に成立した「次世代育成支援対策推進法」及び2015年（平成27年）に成立した「女性活躍推進法」により、国の各府省や地方公共団体が「特定事業主」として女性の活躍推進や、次世代の育成支援のための取組を総合的・効果的に実施できるよう策定する計画である。

は 行

○ハラスメント

力関係を利用して、相手の意に反した不適切な言動を行うことで、相手に不利益や損害を与えたり、個人の尊厳を損なう行為。代表的なハラスメントとして、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」などがあげられる。

・セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反する性的な言動のこと。職務上の地位を利用して性的な要求等を行う「対価型セクシュアル・ハラスメント」と、性的な言動を繰り返すことで環境を悪化させる「環境型ハラスメント」がある。

・パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などの権力を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、人格と尊厳を傷つけ、苦痛を与える言動。

・マタニティ・ハラスメント(マタハラ)

女性労働者が、職場において、妊娠・出産・育児に関し、妊娠・出産したこと、産前・産後休業・育児休業などの制度利用を希望したことやこれらの制度を利用したことなどを理由として、不利益な取扱いを受けたり、同僚や上司等から嫌がらせなどを受けること。

男性労働者が、育児休業の制度利用を理由として受けるハラスメントは、パタニティ・ハラスメント(パタハラ)という。

ま 行

○メディアリテラシー

メディア(方法、手段、媒体と訳すが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味)に流される情報をそのままのみにすることなく、批判的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用し、発信する能力のこと。

ら 行

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。単に疾病等がないということではなく、すべての男女が全生涯において肉体的にも精神的にも健康で満足できる性生活を送り、いつ何人の子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由と権利を意味する。男女双方に認められるべきものだが、カップルの間で意見が異なる時は、妊娠や出産を行う当事者である女性の意見が尊重されるべきだと考えられている。

わ 行

○ワーク・ライフ・バランス

日本語では「仕事と生活の調和」と表現され、性別や年齢にかかわらず、誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について自らが希望するバランスで展開できることをいう。

第3次志免町男女共同参画行動計画

令和7年3月

発行・編集 志免町 まちの魅力推進課

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

TEL 092-935-1853 FAX 092-935-3417



第3次志免町男女共同参画行動計画